

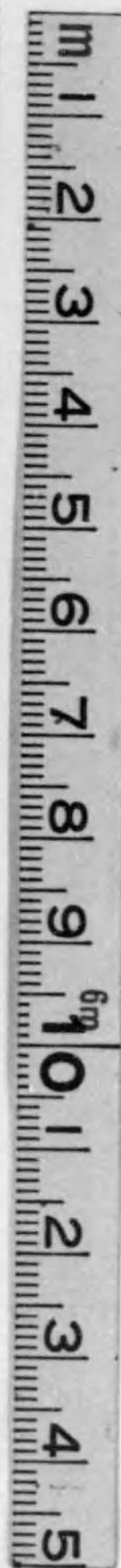
14.21

326

産牛馬組合事績

岡山県内務部

国立国会図書館



始



14
326

產牛馬組合事績

岡山縣內務部

産牛馬組合事績

目次

一、岡山縣川上郡産牛組合	一
一、川上郡産牛組合沿革	一
二、川上郡産牛組合定款	二
三、組合事業	八
イ、技術員設置	八
ロ、種畜の供給	九
ハ、牡犢奨励	三
ニ、牧草改良	六
ホ、畜産功勞者表彰	六
ヘ、畜牛摸範改良地區設置	六
ト、病畜治療	八
チ、畜産共進會并家畜市場	九
四、基本財産蓄積	〇
五、組合負擔金徵收狀況	一
二、岡山縣阿哲郡産牛馬組合	七

大正
2.7.3
内交

11

一、阿哲郡の畜産一斑……………二七

イ 牧畜事業の沿革……………二七

ロ 地勢と牧畜業……………二九

ハ 牛馬飼育の状態……………二九

ニ 阿哲郡産牛馬の体格……………三〇

ホ 牛馬頭数と山野利用の状況……………三一

ヘ 阿哲郡総戸数農戸数及組合員数と牛馬頭数……………三一

ト 牛馬種類牝牡別頭数……………三二

チ 牛馬販賣頭数及價格……………三三

リ 種牡種牝牛馬頭数及生産頭数……………三三

又 斃死頭数及死亡率……………三四

ル 市場及販路……………三五

二、本組合の創立……………三七

三、阿哲郡産牛馬組合定款……………三七

四、阿哲郡産牛馬組合累年度豫算……………四五

五、組合事務……………四六

イ 役員及事務員……………四六

ロ 經費徴収状況……………四九

ハ 牛馬籍整理……………五一

六、組合事業……………五四

三、岡山縣眞庭郡畜牛馬組合……………六九

一、眞庭郡の地勢風土……………六九

二、畜産の沿革……………七〇

三、産牛馬組合の沿革……………七二

七、基本財産の蓄積……………六八

カ 補助金交付……………六八

ワ 組合が賣買を紹介したる種牡牛……………六六

ラ 功勞者表彰……………六六

ル 獸疫豫防……………六五

又 種馬所種付所設備……………六五

リ 講話會開催……………六四

チ 技術員設置……………六四

ト 町村牛馬品評會……………六三

ヘ 阿哲郡産牛馬組合牛馬共進會……………六三

ホ 牧草の改良……………六二

ニ 牡牛牧場設置獎勵……………六二

ハ 優良産犢駒育成獎勵……………六〇

ロ 優良種牝牛馬獎勵……………五七

イ 優良種牡牛馬設置獎勵……………五四

三

四、真庭郡産牛馬組合定款	七三
五、組合事務	八〇
イ 種牡牛馬政策	八〇
ロ 無料種附法	八二
ハ 種牡牛馬委託管理	八三
ニ 種牡牛に對する縣の獎勵	八五
ホ 牝牛馬獎勵	八六
ヘ 馬匹の改良	八九
ト 牛馬賣買市場	九〇
チ 牛馬品評會	九四
リ 牛馬販賣方法	九七
又 牧草に關する獎勵	一〇〇
ル 牛馬斃死狀況	一〇〇
六、組合經濟及補助	一〇一

産牛馬組合事績

一、岡山縣川上郡産牛組合

一、川上郡産牛組合沿革

川上郡は岡山縣の西北に僻在し上房阿哲岡郡と共に備北三郡と稱せらる二町十三ヶ村より成り人口五万五百六十八戸數八千九百十七戸を有す住民の多くは農業者にして専業農家五千百一十一戸兼業農家壹千九百九十九戸合計七千二百二戸なり廣袤二十七平方里面積狭きにあらす雖山嶽重疊し山林反別は二万五千九百廿五町歩餘にして總面積の八割五分に及び耕地は僅に山嶽水涯に點在し田反別二千三百九十一町歩畑反別四千五町歩に過ぎず主産物たる米の如きも産額二万六千六百餘石に止り郡内の需用を滿し能はず他郡より供給を仰ぐの實況なるを以て郡民は副業の必要なるを感ず或は養畜に或は養蠶に或は經木真田の製造をなし小利を得て生活費の欠損を補ふ有様なるを以て自然に畜産事業も盛んに行はる、に至れり故に本郡は古來より高山村を中心として全郡に亘り高山牛と稱する優良なる牛の生産地たり此の牛たるや体格あまり大なりと云ふにあらざるも性質柔順にして力役に適し飼養管理も亦婦女子に委ねることを得殊に粗食に堪へ何れ何地に至るも性質を變ずることなく能く肥大するを以て續々他府縣の購求する處となり故に農家は優良にして高價に賣却し得るものより年々續々賣却し蕃殖用種畜たるもの甚だしく其の數を減少しのみならず体格劣等となり種牡牛の不足を來たし野交尾盛んに行はれ次第に退歩する状態を呈するを以て明治三十四年郡事業として初めて種牝牛馬交尾料給與規程を發布し年々種牝牛馬の検査を行ひ合格したるものには交尾料を支給し正常種牝牛馬の種付を獎勵し体格優良なるものに對しては階級を分ちて賞與金を支給し或は畜産に關する講話をなす等極力改良發達を獎勵したるにや、優良牝牛の生産を見るに至れり折柄明治四十年

前後に於ける牛價騰貴と共に又前述せるが如き状態に陥んとするを以て郡當局者は産牛組合の設立の必要なるを感し明治四十年の初め郡内當業者に計りたるに當業者亦大に組合の必要を感し双手を擧げて賛成する所となり全四十年五月十八日創立總會を開き定款其の他關係事項を議定し其の筋の認可を得て全年七月十一日を以て川上郡産牛組合の創立を見るに至れり本組合は左記の通り二町十三ヶ村に支部を置き組合事務を分掌せしめつゝあり

支部の名稱

成羽町支部、玉川村支部、日里村支部、手莊村支部、大賀村支部、高山村支部、
富家村支部、平川村支部、湯野村支部、吹屋町支部、宇治村支部、中村支部、
松原村支部、高倉村支部、落合村支部
本組合の定款左の如し

二、川上郡産牛組法定款

第一章 總則

第一條 本組合は牛の改良蕃殖及組合員共同の利益を圖るを以て目的とす

第二條 本組合は川上郡産牛組合と稱し事務所を川上郡成羽町大字下原千六十八番地の一に設置す

第三條 本組合の地區は川上郡の區域に依る

第四條 本組合は地區内に於て牛の生産に従事するものを以て組織す

第五條 本組合に對し功勞あるもの又は畜産に關し學識經驗あるものは評議員會の推薦に依り名譽顧問とする事を得

第六條 本組合は事務處辨上便宜の爲め各町村に支部を置き組合の事務を分担せしむ

支部の區域は各町村の區域に依る

第二章 組合員の加入脱退及權利義務

第七條 新に組合員たらんとするものは別に定むる書式の加盟書を作り組長に届出すべし

第八條 組合員第四條の要件を失ひ又は死亡したる時は十日以内に本人又は相續人より組長に届出べし

第九條 組合員は本定款に定めたる選舉規程に依り役員を選舉し又選舉せらるゝ權利を有す

第十條 組合員は會議の目的及召集の理由を具し組合員三分の一以上の同意を得て總會の開會を組長へ請求することを得

第十一條 組合員は組合に備へある帳簿の閲覽を求むることを得

第十二條 組合員は定款又は別に定むる規程に依り組合費を負担し及手数料歩合等を納むる義務あるものとす

第三章 役員の權限及其選舉

第十三條 本組合に左の役員を置く

組長	一名	副組長	一名
幹事	三名	評議員	五名
支部長	十五名		

第十四條 組長は組合を代表し組合諸般の事務を統轄し會議の議長となる

副組長は組長を補佐し組長事故あるときは其職務を代理す

幹事は組長の指揮を受け庶務會計を司り且つ會議に參與す

評議員は組長の諮問に應じ及業務施行の状況を監査し且つ組長副組長共事故ある時は互選を以て其職務を代理す

支部長は定款又は規程に基き組長の指揮を受け支部一切の事務を掌理し兼て支部に於ける會議の議長となる

第十五條 役員任期は三ヶ年とす但し満期再選を妨げず役員に缺員を生じたる場合は補欠選挙を行ふ補

役員任期満了の後と雖も後任者就職迄は其の職務を繼續するものとす但し解任せられたるものは此限り

にあらす

第十六條 組長副組長幹事評議員及支部長は總代会に於て組合員中より之れを選挙す

第十七條 左に記載したるものは役員たるの資格なきものとす

一 禁錮以上の刑に處せられ満期又は赦免後一ヶ年を経ざるもの

一 公權剝奪又は停止中のもの

第十八條 役員は名譽職とす但し報酬及實費を受くることを得

第十九條 本組合に左の事務員を置き組長之を任免す

書記 若干名 技術員 若干名

書記は組長及幹事の指揮に依り庶務會計に従事す

第二十條 事務員は有給とす其定額及支給方法は評議員會の諮問を経て組長之れを定む

第二十一條 本組合に施行する業務の概目左の如し

一 牛籍を作り現在異動を明にし且証票を交付すること

第四章 組合の業務

一 種牛の飼育蕃殖及保護奨励に關すること

一 良種の種付を奨励すること

一 自由交尾の取締をなすこと

一 去勢術の施行奨励に關すること

一 牝牛及犢牛の保護奨励に關すること

一 生産牛販賣の斡旋をなすこと

一 組合家畜市場を設くること

一 産地血統の証明をなすこと

一 飼料の改良及副産物の利用増進法を圖ること

一 産牛に關する調査をなすこと

一 講話會講習會及品評會に關すること

其他本組合の目的を達するため必要と認むる事項

第二十二條 各支部に分担する事務の概目左の如し

一 牛籍の整理及証票交付に關すること

一 自由交尾の取締に關すること

一 種牛の保護監督に關すること

其他組長より分担したる事項

第二十三條 本組合の會議は總會總代会評議員會の三種とす

第二十四條 總會は總組合員を以て組織し組合の解散其他組長に於て必要と認めたる場合之れを開く

第二十五條 總代会は各支部組合員の選出したる總代を以て組織す總代の任期は三ヶ年とす但し再選を妨

けず

第二十六條 總代會は通常臨時の二種とし通常總代會は毎年一回會計年度二ヶ月前に之れを開き臨時總代會は組長に於て必要と認めたる時又は評議員會の決議により之れを開く
其の議決すべき事項左の如し

- 一 定款の變更
 - 一 役員の選任及解任
 - 一 業務の施行及會計に關する規定の制定并に其變更
 - 一 組合經費の豫算及其賦課方法を定むること
 - 一 手数料及歩合金額を定むること
- 其他組長に於て必要と認めたる事項

第二十七條 評議員會は組長に於て必要と認めたる場合隨時之れを開く

第二十八條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し

- 一 組長の諮問に關する事項
 - 一 豫算中款内流用に關する事項
 - 一 決算の認定
 - 一 組合事業の監査に關する事項
 - 一 違約者處分に關する事項
- 其他組長の必要と認めたる事項

第二十九條 支部の會議は支部總會及支部協議員會とす

第三十條 支部總會は支部内組合員を以て組織し左の事項を議決す

- 一 支部協議員の選舉をなすこと
- 一 總代會に出席すべき總代二名を選舉すること
- 一 支部に必要なる申合規約等を定むること

其他支部長に於て必要と認めたる事項

第三十一條 支部協議員は支部内組合員百五十人迄で三名とし以上五十人を増すことに一人を加ふ其任期は三ヶ年とす

第三十二條 協議員會は毎年一回以上之れを開き左の事項を議決す

- 一 支部長の諮問に關すること

其他支部長に於て必要と認めたる事項

第三十三條 凡て會議は議員三分の一以上より會議の事項を具し特に開會を請求したる場合は組長又は支部長は之れに應ずるものとす

第三十四條 凡て會議を開かんとするときは期日五日以前に其の期日場所及會議事項を具し組長又は支部長より之れを通知すへし但緊急の場合は其期間を短縮することを得

第三十五條 會議は議員二分の一以上出席するにあらざれば開會することを得ず但同一事件に付召集再會に涉る場合は此限りならず

第三十六條 會議の決議は出席員の過半数に依る可否同數なる時は議長之れを決す

第三十七條 總て決議を要する事件にして輕微なる事項は書面に依り議員の意見を徴し會議の召集に代ふることを得

第六章 會計

第三十八條 本組合の會計年度は四月一日に始り翌年三月三十一日に終る

第三十九條 本組合の會計は組長其責に任す

第四十條 本組合の經費は組合員の負担とし賦課徴收の方法は別に之れを定む

第四十一條 經費の決算は年度後三ヶ月以内に完結し認定を経て事業成績と共に組合内に公示す

第七章 違約處分

第四十二條 違約處分の方法は總會に於て之れを定む

第四十三條 本組合に納付すべき金額を怠納したる時は一日に付怠納金額百分の一の過怠金を課す

過怠金は怠納金額と同額に至りて止む

第八章 定款變更及組合解散

第四十四條 定款の變更は總代三分の二以上の同意を得たる決議を以て之れを爲す

第四十五條 組合の解散は組合員三分の二以上の同意を得たる決議に依り之れを爲す

第四十六條 組合を解散したる時は組長副組長其精算人となる若し組長副組長精算人たる事能はざる時は評議員中より互選したる二名其の精算人となる

附則

第四十七條 本組合創立當初の役員は創立總會に於て之れを選挙す其任期其他共第十五條の例による

第四十八條 本組合創立當時の經費豫算及徴收方法は創立總會に於て議定す

第四十九條 當初の會計は三月三十一日迄を以て一ヶ年度とす

三、組合事業

イ 技術員設置

明治四十一年度は組合創立の初年にして特筆すべき事業とてなく只諸設備に日時を費し翌四十二年度に於ては第一着手として技術員一名を置き技術に關する業務に従事せしめ今日に至る

ロ 種畜の供給

從來郡内に於て飼養せる畜牛は体格矮小なるを以て之れが改良を計る爲め明治四十二年六月初めて本縣種畜場より縣有種牝牛ブラウンス・ノ一回雜種壹頭和種貳頭計參頭を全年十一月和種壹頭を合計四頭の委託を受けブラウンス・ノ一回雜種は日里村支部に、和種三頭を平川、宇治、松原の三ヶ村に飼養管理を担當せしめ飼養料一頭に付一ヶ月平均金拾壹圓を支給し種付料は組合收入として徴收するの方針により種付方勸誘したり其の結果右和種の内平川松原兩村に委託したるものは種付希望者多く其の成績も亦優良なりしも宇治村支部に委託せる和種及日里村に委託せるブラウンス・ノ一回雜種の種付希望者多く多額の飼養料を要するのみの結果を呈するが故に時々技術員をして全種牛の種付方勸誘の講話をなさしめ一方種付せざる原因を糺したるに或は角形角質に重きを置き或は毛色を嫌み或は体格過大なりと云ふが如きを口實として種付するが如き顔色なきを以て明治四十四年一月ブラウンス・ノ一回雜種は手莊村支部に委託變更をなし縣技術官の派遣を乞ひ本組合幹事及技術員と共に實物指示の講話を試みたり之れを要するに全種種付により生産したる牡犢にして体格優良毛色黒毛なるものを撰拔し右種牝牛と共に町村支部に牽付け種付成績を實物を以て指示するの講話なりしが稍々少數の種付希望者あるに至りしも再び種付するものなきに至れるを以て明治四十四年二月遂に返納せざるの止むなきに立至れり

又全年一月和種參頭を委託し一頭は玉川村に一頭は高山村に一頭は富家村に飼養管理を命たり又全年四月退却雜種一頭を委託し成羽町へ全年九月和種二頭の委託を受け湯野村へ全年十一月和種一頭の委託を受け中村に飼養管理方を命たり從來飼養料は一ヶ月平均拾壹圓を支給せるも種付比較的尠く従て組合收支に大差を生ずること甚だしきが故に本年度に於ては前年來より受託せる種牝牛全部を夫々全村農會に委託變更をなし飼養料を壹ヶ月金五圓五拾錢餘に減額し種付料と共に町村農會に交付すること、したり町村農會は別に飼養管理者を置き之れに右五圓五拾錢に農會費を以て増額支給し種付料は町村農會の收入とせしめたり

故に從來比較的冷澁なりし町村農會は種付の有無は農會經費に影響を及すを以て極力野交尾を取締り種付の勸誘をなしたるが爲め一時に種付希望者の増加を見るに至れり平川村農會に委託せる種牡牛の如きは年々種付制限頭數の不足を來たせる有様となれるが故に種付料の収入も從て多く之れを以て村農會有の種牡牛を購入し縣有種牡牛と共に種付希望者の求めに應ずる有様となれり其成績も亦優良にして見るべきもの續々産出し牡牛は本縣々有種牡牛として或は他府縣他郡市に賣却し相當の價格を得るに至る又全四十四年度に於ては種牝牛貳頭の委託を受け壹頭は湯野村農會に飼養管理せしめ壹頭は落合村農會に委託せり其成績に至りては未だ不明なるも優良なる積を得るの見込なり

本組合は創立以來次に記載せる種牡牛獎勵金給與規程により民有種牡牛の優良なるものを選抜し階級により獎勵金を支給し一ヶ年間賣却禁止をなし種付希望者の求めに應せしめつ、あり元來本郡は産牛組合創立前に於ては種牡牛に乏しく一ヶ町村に於ても只一頭の種牡牛だも飼養せざる町村多かりしも現今に至りては右様なる町村なきに至る殊に本縣に於ては毎年種牡牛定期検査の成績により優良なるものに對し一等より五等に至る階級により獎勵金下付せられつ、あり右獎勵金の如きも組合設立前に於ては年々三四頭以上の授賞を見ることなく然も授賞せられたるもの殆んど五等賞なりしが組合設立後に於ては續々優良種牡牛の數を増加し一等賞の如きも昨四十四年より引續き本郡より出す有様となれり本年度に於て本縣より授賞せられたる種牡牛の數を擧ぐれば左表の如し

大正元年度授賞種牡牛頭數表

一	賞	二	賞	三	賞	四	賞	五	賞	計
一		一		一		四		八		一四

本組合の種牡牛獎勵金給與規程を擧ぐれば左の如し

川上郡産牛組合種牡牛獎勵金給與規程

第一條 組合員郡内に於て種付の目的を以て飼養する牡牛は検査の上其優良なるものに對し獎勵金を給與す

但し本組合種牡牛購入補助規程により補助金を交付したる種牡牛に對しては獎勵金を給與せず

第二條 前條の検査は毎年之れを行ふ

第三條 獎勵金は毎年其豫算金額の範圍内に於て左の區別に從ひ組長之れを定む

第一等 第二等 第三等

第四條 獎勵金を受けたる種牡牛を其年度内に賣渡讓渡預入又は廢止したるときは十日以内に組長に届出すべし

第五條 前條期間内に届出さるものは獎勵金の全部を返納せしめ其の他郡市へ賣渡讓渡預入又は廢止したるものは獎勵金の全部又は幾部を返納せしむることあるべし

第六條 本郡内へ賣渡讓渡したる場合は新所有者に於て本規程に關する義務を繼承せしむ

本年度に於て種牡牛購入補助規程を設け優良種牡牛の購入を獎勵しつ、あり其の成績も亦優良にして現に補助金の交付をなしたるもの參頭あり

其規程左の如し

川上郡産牛組合種牡牛購入補助規程

第一條 本郡内町村其の他團體又は本組合員種牡牛を購入し本郡内の種用に供するものにして補助を受けんとするものは本規程第一號書式により出願すべし

第二條 前條の出願を受けたる場合は組長は日時を定めて種牡牛の検査を行ひ本規程に合格したるものは豫算の範囲内に於て左の等級により補助金を交付す

第一等 第二等 第三等

第三條 本規程により補助金を支給すべき種牡牛は左の各項に該當せるものに限る但し左の各項に該當せるものと雖も組長は種牡牛配置の都合により補助せざる事あるへし

一 血統明なるもの

一 年齢四才以下のもの

一 体尺四尺以上のもの

一 骨格形貌優良なるもの

一 悪癖又は遺傳病其他種畜として失格なきもの

第四條 第二條の補助金を受けたるものは第二号書式により請書を提出すべし

第五條 補助金を受けたる種牡牛は本組合の指揮を受くべし

第六條 補助金を受けたる種牡牛は補助金下付の日より向二ヶ年間組長の承認を経ずして賣却譲渡預入又は廢止する事を得ず

第七條 第五條第六條に違反し又は飼養管理の不充分なりと認めたる時は補助金の全部又は幾部を返納せしむる事あるべし

第八條 補助金を受けたる種牡牛にして疾病斃死逃走又は盜奪せられ其他異變ありたるとき直に組長に届出へし

第一号書式

種牡牛購入補助金下付願

一種 牡 牛

郡町村大字番地

畜 主

何

某

種類、年齢、毛色、体尺、産地、特徴、血統

右は今般費組合内に於て種用に供する爲め購入致候條御検査の上購入補助金御下付相成度此段御願申上候也

年 月 日

右

何

某

印

川上郡産牛組合組長宛

第二号書式

請 書

今回種用の爲め購入致し候種牡牛に對し購入補助として金何圓御下付相成候に就ては貴組合種牡牛購入補助規程遵守可致は勿論充分に飼養管理を行ひ種付に差支なき様可致此段御請申上候也

年 月 日

郡町村大字番地

何

某

印

川上郡産牛組合組長宛

ハ 牡 犢 獎 勵

本組合は明治四十三年度より牡犢改良獎勵金支給規程を設け郡内生産に係る牡犢を検査し血統正確体格優良にして將來種牡牛となるべき見込あるものを撰拔し獎勵金を支給し賣却禁止をなし種牡牛検査を受くべき資格を得せしめ受檢の結果優良なるものは前記種牡牛獎勵金給與規程により年々獎勵金を交付し賣却禁

示をなし組合区域内に於て種用に供せしむる順序により種牡牛普及に勤めつゝあり此の獎勵たるや組合事業上大に影響を及したり何んとなれば右牡牝の検査をなすに當り血統不明なるもの及野交により生産したる牡牝は体格優良なりと雖も獎勵金を交附せざるを以て當業者は正當種牡牛の種付の必要を感し野交尾をなさしめざるに至る故に反面種牡牛飼育者を保護し野交を防ぎ優良なるもの産出する等其の効果甚に大なるを以て明年度に於ては一層經費を増額し可成多數に獎勵金を交付し併して牝牝に對しても獎勵金を交付するの計畫なり従來右獎勵規程により育成したる牡牛は本縣及福岡愛知等の諸縣へ種牡牛として賣却したるものも亦尠からず

右獎勵規程を擧ぐれば左の如し

川上郡産牛組合牡牝改良獎勵金支給規程

- 第一條 本規程により獎勵金を支給すべき牡牝は左の各項に該當するものに限る
 - 一 本郡内生産にして血統正確なるもの
 - 二 和種純血洋種及其雜種にして年齢十八ヶ月以内のもの
 - 三 骨格形貌優良にして將來蕃殖用種畜たるべき見込あるもの
 - 四 惡癖又は遺傳病其の他種畜として失格なきもの
- 第二條 前條各項に該當する牡牝は毎年豫算の定むる範圍に於て撰拔し獎勵金給與証書を下附す
- 第三條 前條により撰定したる牡牝は一頭毎に金五圓を支給す
- 第四條 獎勵金を給與したる牡牝は組長の指定したる期間は組長の承認を得ずして組合區域外に賣却讓與又は預入することを不得す
- 第五條 獎勵金の支給を受けたるものは第一號式により請書を差出すべし
- 第六條 本組合員は本規程を辭し且つ本費の給與を拒むことを不得す

第七條 第四條に違反し又は其の期間内に於て飼養管理法を誤りたるために衰弱するか又は惡癖を生ずる等のため其目的を達し得ざるものと認めたるときは其の給與を取消し既に支給したる獎勵金は返納を命ずることあるべし

第八條 獎勵金を給與したる牡牝にして満期後賣却せんとするものは特に本組合に於て紹介することあるべし

第一號式

御 請 書

種 類 生年月日 毛 色 産 地

右は今般牡牝改良獎勵金支給規程により獎勵金御給與相成候に就ては左記各項遵守可仕候

- 一 牡牝は何年何月何日迄(何年間)飼養可仕決して粗悪の取扱致間敷候
- 二 疾病創傷を受けたる時は直に獸醫の診療を乞ひ且つ診斷書を添へ狀況を組合に報告し爾後一週間毎に其容態を詳報可仕候
但し急病又は診療中異動を生したるときは即報可仕候
- 三 飼養管理の方法は組合の指揮に隨ひ衰弱又は惡癖を生せしめざるべく候
- 四 止むを得ざる事の外組合区域内に於て賣買讓與又は預入をなさんとする時は豫め事由を具し双方連署にて組長の承認を得たる後に於て決行可仕候
- 五 前各項の外貴組合牡牝改良獎勵金支給規程に違背したる場合に於ては獎勵金の給與を取消相成り若くは既に給與せられたる獎勵金の返納を命せらるゝも何等苦情申出間敷候

右御請仕候也
年 月 日

川上郡産牛組合組長宛

二 牧草改良

本組合は明治四十二年度以來各種牧草の試作を行ひ氣候風土に適したるものを選び栽培万勸誘に勤めつゝ、あり其の結果組合員より種子及苗の配付方續々申出するものあるに至れり

ホ 畜産功勞者表彰

本組合は明治四十四年初めて畜産功勞者表彰規程を設け郡内に住居するものにして畜産上功勞ありと認むるもの二名を撰抜して表彰を行ひたり

右表彰規程を擧ぐれば左の如し

川上郡産牛組合畜産功勞者表彰規程

第一條 本郡内に住居するものにして畜産事業に關し功勞ありと認むるものある時は其名譽を表彰する爲め本規程により賞状並に賞品を贈與す

第二條 本郡産牛組合組長は町村支部長の推舉又は自己の意見を以て前條に該當するものありと認むるときは評議員會に諮問し組長之れを行ふ

ハ 畜牛模範改良地區設置

本郡内に於ても高山、湯野の兩村は優良なる牛の生産地なり然れ共組合創立前に於ては種牝牛に乏しく從て野交尾盛んに行はれ漸々退歩し有名無實の域に達せんとするを以て明治四十三年度に於て高山村大字高山市字芋原及湯野村大西山の二部落を撰定し畜牛の模範的改良をなすの目的を以て模範改良地區を設置したり芋原地區内の如きは小部落にして戸數十九戸畜牛頭數三十頭に達せずと雖も古來より高山牛の元産地

なり故に各戸飼養せる種牝牛の如きも格体稍々優良なるも一應検査し蕃殖種畜に適せざるものは之れを優良なるものと交換せしめ資金の不足せるものは高山村信用組合より有通を受けしめたり種牝牛は縣有種牝牛和種壹頭を貸與し全地區内の種付を主とし餘勢種付は他部落民の求めに應せしめつゝ、あり其結果優良種牛を生産しつゝ、あるを以て一々検査を行ひ血統証明書を交付するの計畫なり

川上郡高山村芋原區畜牛改良規約

川上郡高山村芋原區に於て畜牛の改良を圖る爲め左の事項を規約す

- 一 改良地には當分の内本郡産牛組合より種牝牛の供給を受くる事
- 一 種牝牛は收支計算上損失なきを期す
- 一 改良地區内の牝牛は必ず委託種牝牛の種付となす事
- 一 右種付により生産したる牝牛は血統を明にする事
- 一 種牝牛の改良を圖る事
- 一 生産牝犢優良なるものは地區内に於て飼育し母牛の改良に資する事
- 一 種牝牛は地區内の種付を主とし餘勢種付は他府縣のものを除く外之れを行ふ
- 一 犢牛生産の際は一頭に付金壹圓を蓄積する事
- 一 種牝牛の外可成種牝牛のみを飼育して生産を多數ならしむる事
- 一 畜牛の改良蕃殖其他賣買に付ては本郡産牛組合と聯絡を取る事

右事項堅く相守可申此處に署名捺印す

氏 名 ㊟

川上郡湯野村大字西山畜牛改良規約

川上郡湯野村大字西山に於ける畜牛は組合員一同協議の上左の通り改良規約を決定す

- 一 當大字に於て飼養する牝牛の遊牝期中は放牧を禁じ直に正當種牝牛の種付をなすこと但し誤て野交尾をなしたる場合は其旨直に取締人に申告し取締人は湯野村支部支長に報告すること
- 一 交尾料は牝牛所有者の負担とす共同所有の場合は其の持分の割合を以て負担とす
- 一 生産したる牝牛は川上郡産牛組合の検査を受け其の血統証を受くるものとす
- 一 生産牝牛にして優良なるものは可成地區内に於て飼育し母牛改良の資となすこと
- 一 種牝牛は協議の上三頭内外を設置すること
- 一 畜牛の改良殖蕃其の他賣買に付ては可成川上郡産牛組合と聯絡を取ること
- 一 各組々に取締人を置き本規程に關する一般取締を行ひ野交尾をせしめたるものは告發し尙本規約の違反者あるを覺知したるときは湯野村支部長に報告すること取締人は各組々に於て互選とすること

其の任期は二ヶ年とす但し再選を避けず

右事項堅く相守り可申茲に署名捺印するもの也

明治四十三年十月十七日

氏 名 〇

ト 病畜治療

本郡は牛産地に拘らず開業獸醫甚く家畜疾病に侵されたる時は數里を隔つる獸醫の往診を乞はざるべからざるの有様なるを以て明治四十二年度より病畜治療規程を設け組合事務に差支なき限り患畜診療の求めに應じたるが故に組合員は一層本組合の必要なるを確信するに至れり

チ 畜産共進會并家畜市場

本郡は明治二十二年以來畜産共進會を開催すること三回然れ共産牛組合創立後未だ嘗つて開催せしことなきを以て本年度豫算に共進會費を計上し總代會の決議を得れば其の筋の認可を得て本年九月二十日より三日間開催したるが出品總數九十七頭にして之れが町村別出品數及授賞頭數を擧ぐれば左の如し

畜産共進會町村別出品頭數及授賞頭數表

町 村 名	出品數	授 賞				頭 數
		一 等 賞	二 等 賞	三 等 賞	四 等 賞	
成 川 村	10					10
玉 川 村	6					6
日 里 村	4					4
手 莊 村	8					8
大 賀 村	10					10
高 山 村	1					1
富 家 村	2					2
平 川 村	7					7
湯 野 村	6					6
吹 屋 町	7					7
宇 治 村	2					2
中 原 村	2					2
松 原 村	2					2
計	97	1	2	3	3	97

高倉村	五	一	一	二十
落合村	六	一	一	一
計	九七	二	二	三〇

本郡には未だ牛の賣却機關たる家畜市場なきは最も遺憾とする所なるを以て前記畜産共進會牛舎建築費あるを利用し今少しの經費を増額し堅牢なる牛舎の建築をなし永久に之を保存し一つの定期家畜市場を開設せんとせし多額の經費を要すること、て當底目下の組合として經營し難きを以て之れが建設經費は他より仰がざるべからざるが故に市場經營に直接關係を有する郡内三百餘名の牛馬商を集り右計畫に關し協議したり其の結果金貳圓平均の入場料の前納をなさしめ之れに相當せる一頭別入場券を交附し之れを持參せる限り無料入場を許すこと、し數百圓の資金を得れば其の筋の認可を得て工事に着手し既に竣工し右共進會場に當てれば今後定期市場となし毎月七八の日開場するの豫定なり

四、基本財産蓄積

本組合は基礎の確立を計る爲め明治四十四年初めて規程を制定し全年度剩餘金より金壹百圓を蓄積したり其の規程左の如し

川上郡産牛組合基本財産蓄積規程

- 第一條 本組合の發展及基礎の確立を計る爲め基本財産を蓄積するものとす
- 第二條 本規程により蓄積するものは左に該當のものとす
 - 一 豫算既定外の収入
 - 二 指定の寄附
- 三 收支決算の剩餘金の幾部

但し剩餘金額が豫算繰越額に達せざるときは此の限りにあらず

- 四 基本財産より生ずる収入
- 第三條 剩餘金より編入すべき額は評議員會に於て定むるものとす
- 第四條 基本財産は特別會計とす
- 第五條 基本財産は郵便貯金となし利殖を計るものとす
- 第六條 基本財産は郵便貯金となし利殖を計るものとす
- 第六條 基本財産は當分使用せず止むを得ざる場合は總代會の決議により使用することあるへし
- 第七條 本財産の収入精算の要領は翌年度公告するものとす

附 則

第八條 本規程は明治四十四年度剩餘金より適用す

五、本組合負担金徴収狀況

本組合は可成的組合員負担の額を軽減するの方針を取り只年一回四月一日現在の牛頭數を實査し之れに對して牛頭税を賦課するのみ然れ共之れが意納者に對しては直に督促狀を發し同時に過怠金を課し若し納付せざれば夫々召喚狀を發し事務所に召喚し諭示を加へ納付せしめつ、あり其の成績も亦佳良にして本年度の如きは納期前に殆んど納付し意納するもの甚だしく其の數を減つたり

今本組合創立以來各年別牛頭税賦課豫算額を擧ぐれば次の如し

明治四十一年以降牛頭税賦課豫算額表

年 度	牛頭税總金額	牝一頭に對する賦課額	牡一頭に對する賦課額	納付期限
明治四十一年	六二五、〇〇〇	—	—	—
明治四十二年	六〇二、〇〇〇	—	—	—
明治四十三年	六〇二、〇〇〇	—	—	—
明治四十四年	五八八、一〇〇	—	—	—
明治四十五年	六六〇、三〇〇	—	—	—
大正元年	—	—	—	—

備考 明治四十一年度は創立初年に付牛頭税は賦課せず
本組合創立以來各年經費支出豫算を各款別に擧ぐれば左の如し

年 度	總支出額	内				賞與費	豫備費
		事務所費	會議費	事務取扱費	事業費		
明治四十一年	五〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	五、八〇〇
明治四十二年	一、三六〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	八、九三〇
明治四十三年	一、四七〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	一八、五七〇
明治四十四年	一、九〇八、六〇〇	—	—	—	—	—	六七、六二〇
明治四十五年	三、一八、四〇〇	—	—	—	—	—	二九、八八〇

備考 右表中事務取扱費は各町村支部に於ける負担金徴収に對し交付すべき交付金なり

明治四十二年度以降本郡各町村別種牡牛頭數を擧ぐれば左の如し

町 村 名	明治四十二年種牡牛數	明治四十三年種牡牛數	明治四十四年種牡牛數	明治四十五年種牡牛數
成川町	二五	一四	一四	三
玉里村	六	三	三	三
日里村	二	一	二	三
手賀村	二	一	三	三
大賀村	一	二	三	三
高山村	一	二	三	三
富家村	一	二	三	三
平川村	一	二	三	三
湯野村	一	二	三	三
吹屋町	一	二	三	三
宇治村	一	二	三	三
中村	一	二	三	三
松原村	一	二	三	三
高倉村	一	二	三	三
落合村	一	二	三	三
計	三六	三五	三五	五〇

本組合事業たる牡犢改良獎勵金支給規程による検査と同時に施行すべき郡事業種牝牛馬交尾料給與規程により明治三十四年度以降検査したる種牝牛の体尺を調査したるに左の結果を呈せり之れを要するに郡事業の効果大なりと雖も組合設立後に於ては各種の獎勵事業の効果も亦甚しとせず故に各年検査したる種牝牛体尺表を擧げて参考に供せんとす

自明治三十四年度 種牝牛体尺表
至明治四十四年度

年 度	種牝牛検査總數	最 低 尺	延 体 尺	平 均 体 尺
明治三十四年	一九一	四、三五 三、五〇	六、七四、九七〇	三、五三 強
明治三十五年	一七四	四、四〇 三、五〇	六、七四、五〇〇	三、八、七 全
明治三十六年	二八六	四、四〇 三、三〇	一、〇七八、六二〇	三、七、七 全
明治三十七年	二二〇	四、二〇 三、五〇	九、二九、二七〇	三、八、七 全
明治三十八年	三〇四	四、三八 三、一〇	一、一六二、四八〇	三、八、二 全
明治三十九年	三三三	四、三五 三、〇五	一、三三〇、七六〇	三、九〇 全
明治四十年	四〇二	四、二七 三、四五	一、五五一、二六〇	三、八、五 弱

明治四十一年	四三一	四、四〇 三、四〇	一、六五九、六五〇	三、八、四 強
明治四十二年	四三八	四、四五 三、四五	一、七七八、九四〇	三、八、九 全
明治四十三年	四一〇	四、五五 三、五〇	一、六〇五、五二〇	三、九、二 弱
明治四十四年	四九九	四、四五 三、五五	一、九四七、五一〇	三、九、〇 強
計	三、七三八	四、五五 三、一〇	一、四〇三、二八〇	三、八、五 強

備考 右最低尺のものは皆二才のものなり

二、岡山縣阿哲郡產牛馬組合

一、阿哲郡の畜産一斑

イ 牧畜事業の沿革

畜牛の沿革

本郡産牛の起源を尋ねるに舊記の憑るべきもの無く之を口碑に徴するに古來本郡は交通極めて不便にして住民は専ら農業に従事したる爲め農役用として土産牛を飼育し耕耘運搬の用に供したるも改良發達の經過として觀るべきもの無し然るに天保時代に至り千屋村の素封家として郷黨に名聲噴々たる太田辰五郎なるものあり巨萬の富を有し殖産興業の志篤く同村は廣漠たる林野を有し併かも土地肥沃にして芻草能く繁茂し自然の一大好牧場を成し天然の富資を擁するに拘らず純朴なる農民は之を利用して畜産の改良蕃殖を企圖するの念なく隨て其生産する畜牛極めて粗悪且少數なるを以て農家の經濟は萎靡として振はざるを慨し私財を投して力を畜産の改良蕃殖に盡し自ら優良種牝牛を繋養して遍く地方當業者の種付に供給し而して良仔の生産するものあれば自ら之れを買収して復た蕃殖の用に供する等銳意熱心畜牛改良増殖の方法を講し漸次畜牛の増加するに従ひ更に販賣の方法を計劃し飼養者をして利潤を得せしむるの便宜を開拓したり即ち天保五年初めて千屋牛馬市場を創始し汎く四方の顧客を吸收し其生産したる畜牛を一場に集合して販賣するの利便を開始したり如斯にして極力改良蕃殖に盡瘁し所謂千屋牛の名四隣に喧傳せらるゝに至り施て千屋村の中軸とし全郡の畜産業に一大改良を促進せしむるに至りたり而て千屋市創始以來茲に九拾餘年間時に盛衰無きにあらざるも間斷なく之れを持續し今日の如き盛大なる千屋市場を形式するに至りたり是

二十八
れ實に大田辰五郎か時の先覺者を以て自ら任し衆に卒先して克く心血を傾注し私財を投して本郡畜産の改良發達に貢獻したるに素因せずんばあらず茲を以て明治三十三年第一回五縣聯合畜産共進會を開催せらるゝに當り農商務大臣より其功勞を表彰せらるる洵に故あるなり

明治維新以後世運の進歩に伴ひ社會一般乳肉の需要漸次増加し畜牛改良の極めて必要なる時代に遭遇し本郡の畜産事業は寧ろ退歩の傾向を呈するに至りたり茲に於て郡内の有志相協力して之れを救済せんとし明治二十年勸業會なるものを組織し農商務省より短角種及デボン種等の貸下を得之れによりて畜産の改良飼育の利潤を増殖せんと計畫したり然れども當時一般畜牛改良の觀念頗る幼稚にして氣候風土飼育者及需用状態等本郡固有の事情を參酌し健全なる一定の改良方針を確立するに至らず輕忽なる改良を企圖したるを以て一方には飼養管理の改良の計劃に件はざるものあり他面には一般當業者の之れを嫌惡するものありて遂に良好の成績を收むるに至らず或は斃死し或は之れを賣却するもの續出し我畜産事業は再び一大打撃を被るの非運に遭遇したり

明治二十四、五年頃に至り更に畜産改良を企てたるも前來の覆轍に鑑み容易に斷乎たる改良事業を計劃すること能はず僅かに隔年開催の畜牛共進會を計劃したるに過ぎず明治三十四年に至り初めて牝牛飼育者に對し種付獎勵金交付の制度を設けて野合の弊を矯め良仔の生産蕃殖を促進したり翌三十五年度亦前年度の獎勵方法を行ひ明治三十六年度に至り本郡事業として種牝牛飼料補助規則を設け郡費を以て毎年多額の獎勵金を交附し優良種牝牛の設置を獎勵したり而して之が實行の効果は從來の改良事業に比較し頗る顯著なるものありて畜産改良の基礎たる種牝牛の面目を一新するに至れり

産馬の沿革

産馬事業の沿革を調査するに口碑の傳ふる所詳ならざるも本郡は古來交通不便にして貨物の運搬は悉く人

馬に依りたることは疑ふ可からず殊に中古以降盛に薪炭砂鉄を生産し輸出したるを以て駄送に供する爲め自然馬匹の需要を増加し多數の生産を觀るに至りたり就中上刑部大字大井野に産する所謂大井野馬は躰軀頑健にして當時駄送用として最も優良のもの認められたり明治三十九年に至り農商務省より濠州産牝馬貳頭の貸下を受け産馬改良の方法を講し又嶋根種馬所より本郡刑部村及矢神村の二ヶ所に種付所を設け毎年良馬の配派せらるゝありて當業者盛んに種付を爲す等漸次良駟を産するに至りたり

地勢と畜産業

本郡は蒲中國の北隅に位し北は中國山脈を介して伯耆國日野郡に連り東は美作國眞庭郡西は備後國比婆郡南は上房川上兩郡に接し東西九里三十一丁南北十里其面積五十方里、八三、郡を分ちて一町十八ヶ村となし峯巒重疊峻嶺多く大佐、劍山、花見山、男山、荒戸山等の諸山之が最たり高梁川は其源を十屋村劍山に發し西川小坂部川の支流を合して漸く大河となりて瀬戸内海玉島港に注ぐ一帶の地味肥沃にして山林牧野に富み葛草繁茂し清泉潺湲として其間を流れ樹林蔭差として之を點綴せる實に天與の好牧場にして古來千屋牛の名聲ある主として地の利宜しきによるものにして住民の牧畜を以て生業となすもの多き又偶然にあらざるなり

ハ 牛馬飼育の状態

本郡は牧野豊富にして最近の調査によるも牧場及放飼地總面積壹萬八千六百七十八町歩餘に達し東南部數ヶ村を除くの外概ね山野に放養す其期間左表の如く放飼中は自然に委ね特別の飼料を給することなし冬季舍飼期間の飼料は藁稈を主とし少量の野乾草を加ふるを以て普通とし調理の方法は藁稈及乾草は寸餘に割裁し水浸し澎軟となるを待て水分を去り能く攪拌して與ふるなり

運動は放牧を爲すの外之を行はざるもの多し
種牡牛及種牡候補牛にありては多く舎飼となし可成朝夕の運動を課し飼糧の如きも青草又は藁稈の外大麥
穀大豆等を凡る三、三、一位の割合にて体格に應し之を與ふるを常とす

放牧期間

時季	期	間	日数	摘	要
春季	自五月二三日(八十八夜)	至七月廿二日(土用入)	八十二日間		地方により廿日間内外の増減あり
秋季	自九月一二日(二百十日)	至十一月廿二日	八十二日間	全	

二 阿哲郡産牛馬の体格

毛色黒く乳房部に白斑あるもの多く稀に赤若くは麻のものあり角は概ね上向内彎にして滑澤なり眼は活大にして一見温和の相を備へ頭中等大額廣く頸部及垂肉稍大にして胸は廣潤鬐中は強大背線平担にして腰部短強臀部は前軀に比し稍輕少なりと雖も筋肉の附着佳なり四肢は崎嶇たる山野を跋渉するを以て歩度快速諸關節強大蹄質堅緻なり體質は強健にして氣候風土の感作に抵抗し常に粗食粗管理に堪へ性質極めて温順なるを以て婦女童幼も輒く之を管理するを得べく爾も活發にして能く勞役に服し又何れの地に移育するも稟性を變ずることなく能く肥育するの特性を有す体尺は牝三尺八寸乃至四尺四寸一吋乃至四尺四寸体量牝六拾貫乃至百貫牡百貫乃至百四拾貫なり是れ阿哲産牛に具備せる一般の体格なりとす

馬 本郡從來地勢險惡交通不便にして馬匹は専ら駄送用に供せられたりしか近時民間の施設は國家の保護獎勵

と相俟て良馬の生産に努めたるの結果年次好良の成績を收めつゝ、あり其軀幹は概ね四尺四寸乃至四尺六寸にして胸部廣潤助部豐円頭は小にして鼻梁高く蹄肢堅固にして體質頗る頑健耐役性に富み粗放なる管理飼養に能く堪ゆるを以て特性とす

ホ 牛馬頭數と山野利用の状況

最近調査に係る牛馬頭數と山野利用の状況左の如し

調査年次	牛馬頭數	放牧		地		採草		地	
		牧場設置面積	放飼地面積	計	牛馬百頭ニ對スル面積	畦畔草刈場面積	山野草刈場面積	計	牛馬百頭ニ對スル面積
明治四十四年	一五、三〇一	七三九	一七、九三九	一八、六七八	一一八	六八二	一三、三三八	一五、〇二〇	九六

ヘ 阿哲郡總戸數農戸數及組合員數と牛馬頭數

最近五ヶ年間に於ける本郡總戸數農戸數及組合員數と牛馬頭數との關係左表の如し

年次	牛馬頭數	組合員トノ關係		農戸トノ關係		總戸數トノ關係	
		組合員數	百人ニ對スル牛馬數	組合員數	百人ニ對スル牛馬數	組合員數	百人ニ對スル牛馬數
明治四十年	一五、三二四	五、七〇八	二六八	七、一七一	二二五	八、七四八	一七五
明治四十一年	一五、四〇〇	五、九九四	二五七	七、〇九二	二二六	九、四九三	一六一
明治四十二年	一五、二六七	五、九二八	二五七	七、〇三三	二〇八	九、〇七八	一六八
明治四十三年	一五、二二八	六、一〇五	二四八	六、九一九	二一八	九、〇三七	一六七

明治四十四年	一四、六〇一	六、〇五五	二四一	六、七四九	二一六	八、九九〇	一六二
五ヶ年間平均	一五、一四四	五、九五八	二五四	六、九九四	二一六	九、〇六九	一六六

ト 牛馬種類牝牡別頭數

最近五ヶ年間に於ける牛馬種類牝牡別頭數左表の如し

年次	總頭數	牛		馬	
		洋種	雜種	洋種	雜種
明治四十年	一四、三〇八	一〇、一〇〇	四、二〇八	一、一五七	一、一五七
全四十年	一四、四二四	一〇、三〇九	四、一一一	一、〇二七	一、〇二七
全四十一年	一四、二二六	一〇、一八四	四、〇四一	一、〇〇一	一、〇〇一
全四十二年	一四、一二七	一〇、三五一	三、七二七	一、〇二七	一、〇二七
全四十三年	一三、八〇六	九、八八六	三、九八三	一、〇二七	一、〇二七

馬

年次	總頭數	牛		馬	
		洋種	雜種	洋種	雜種
明治四十年	一、〇一六	八	九三八	九四八	二
明治四十一年	九七六	二	八八六	九三三	二
明治四十二年	一、〇四一	五	九五二	九八七	二

明治四十三年	一、〇〇一	二	八七六	九六四	二	二六	五七
明治四十四年	七九五	三	八五	七六二	一	九	五三

チ 牛馬販賣頭數及價格

最近五ヶ年間に於ける賣買頭數及價格左表の如し

年次	牛		馬	
	販賣頭數	販賣價格	販賣頭數	販賣價格
明治四十年	三、三九四	一五八、七四六、〇一〇	四六、七七二	一、七六
明治四十一年	三、七四九	一一三、五六五、七三〇	三〇、二九一	一、九七
明治四十二年	三、九七〇	九八、八六二、二五六	二四、九〇二	四、四一〇、五五〇
明治四十三年	四、二二二	一〇五、一八四、九三五	二四、九九八	四、六四三、二五〇
明治四十四年	五、〇二二	一四一、〇六〇、六四〇	二八、一四五	六、四三五、八四〇

備考 明治四十年、四十一年の表中には馬匹の分をも含有す

リ 種牝種牝牛馬頭數及生産頭數

最近四ヶ年間に於ける生産狀況左表の如し

年次	牛		馬		生産歩合
	四歳以上牝牛頭數	種牝牛頭數	總數	牝頭數	
明治四十一年	六、七〇二	六三	三、三三八	一、六三三	一、七〇六
					五〇%

年次	五歳以上牝馬	種牡馬	總生産牝頭數	牝頭數	生産歩合
明治四十二年	五、九七九	六八	三、七五七	一、九八九	六三%
明治四十三年	六、〇六九	七七	三、六七六	一、七六九	六〇%
明治四十四年	五、五九四	七七	三、四二一	一、八八〇	六一%
平均	六、〇八六	七一	三、五四八	一、八一七	五八%

馬

年次	五歳以上牝馬	種牡馬	總生産牝頭數	牝頭數	生産歩合
明治四十一年	七、二四	四	三、二七	一、六八	四九%
明治四十二年	四、七八	六	二、一七	一、三六	四九%
明治四十三年	六、一六	六	二、四九	一、四四	四〇%
明治四十四年	五、五六	五	一、七八	九二	三二%
平均	五、九四	五	二、四三	一、三七	四一%

又 斃死頭數及死亡率

最近五ヶ年間に於ける斃死頭數左表の如し
(死亡率は牛馬總數に對する百分率を示す)

年次	斃死頭數	死亡率	斃死頭數	死亡率
明治四十年	二五九	一、八一	一八	一、七七
明治四十一年	三八〇	二、六三	一〇	一、〇

ル 市場及販路

郡内家畜市場にして古より開市せられたるものは千屋上市の両市を始め新見小坂部管生等の諸市場ありて主として郡内生産牛の販賣をなせり後ら本組合創立するに及び組合事業として是等民設市場の外千屋上市新見小坂部管生矢田本郷谷合の八ヶ市場を設けて専ら組合員所有牛馬の賣買に使せしも四十二年之を廢し舊來の如く民設市場の保護をなすこと、せり然るに明治四十四年家畜市場法實施せらるゝに方り從來の市場にして廢止の無止に至れるもの多かりしか千屋上市小坂部の三市場は直ちに之が設備をなし毎年下記の通り開市し盛に郡内生産牛の販賣を圖りつゝあり

市場名稱	所在地	開市日	開市日數
定期千屋牛馬市場	千屋村大字實字市場	七月七日ヨリ五日間	十二日
定期上市牛馬市場	上市村大字井村	七月二十日ヨリ五日間	十日
定期刑部牛馬市場	刑部村大字小坂部	七月十六日ヨリ四日間	八日

本郡産牛の重なる販路は本縣東南部廣島山口香川徳島兵庫大阪奈良滋賀の諸縣にして多くは郡内の市場に於て販賣せらるゝと雖も亦時々本縣高梁久世廣島縣久井尾の道鳥取縣大山の各市場に輸出版賣するもの少か

らす

近時郡内に於て生産せる優良牝牛は種牝牛として廣島山口及福岡大分香川諸縣に輸出せらるゝもの年々數十頭に及び其成績良好にして漸次需用を増加しつゝあり

尙本郡主産地の集散場たる千屋牛馬市場に於ける最近七ヶ年間の状況を示せば左の如し

千屋牛馬市場状況

年次	開市期	賣却頭數	賣却價格	平均價格	開市期	賣却頭數	賣却價格	平均價格
明治三十九年	七月	六三五	二八、二三、八八〇	四四、七七八	十一月	一、〇三四	五〇、七八三、六〇〇	四九、一二三
明治四十年	七月	二二〇	一一、四九一、六一〇	五二、二三三	十一月	三六八	一九、七六五、三〇〇	五三、七一〇
明治四十一年	七月	一五四	六、九四九、九二五	四五、一三〇	十一月	五四三	一三、四七七、九五〇	五九、二五六
明治四十二年	七月	四五五	一六、七二五、〇五〇	三六、九二〇	十一月	一、〇二五	一〇、六一、九五〇	三〇、六九〇
明治四十三年	七月	四六四	一四、二〇五、九八〇	三〇、六一六	十一月	一、二八五	四五、六四五、九六〇	三五、五二二
明治四十四年	七月	五八一	二〇、五二三、四五〇	三五、五二〇	十一月	一、六一一	四六、九三、三〇〇	三七、九二六
明治四十五年	七月	六〇二	二五、九九二、三五〇	四三、二四八	十一月	一、八〇四	八一、五三三、五七〇	四三、一九六

備考

- 一 明治四十年四十二年兩年の販賣頭數寡小なるは本組合市場の頭數のみにして民設市場の分を含有せざるによる
- 二 本市場に於て賣却するものは明二才牝牛大多數を占む
- 三 平均價格の昇降するにより其時價の變動を知る可し

二、本組合の創立

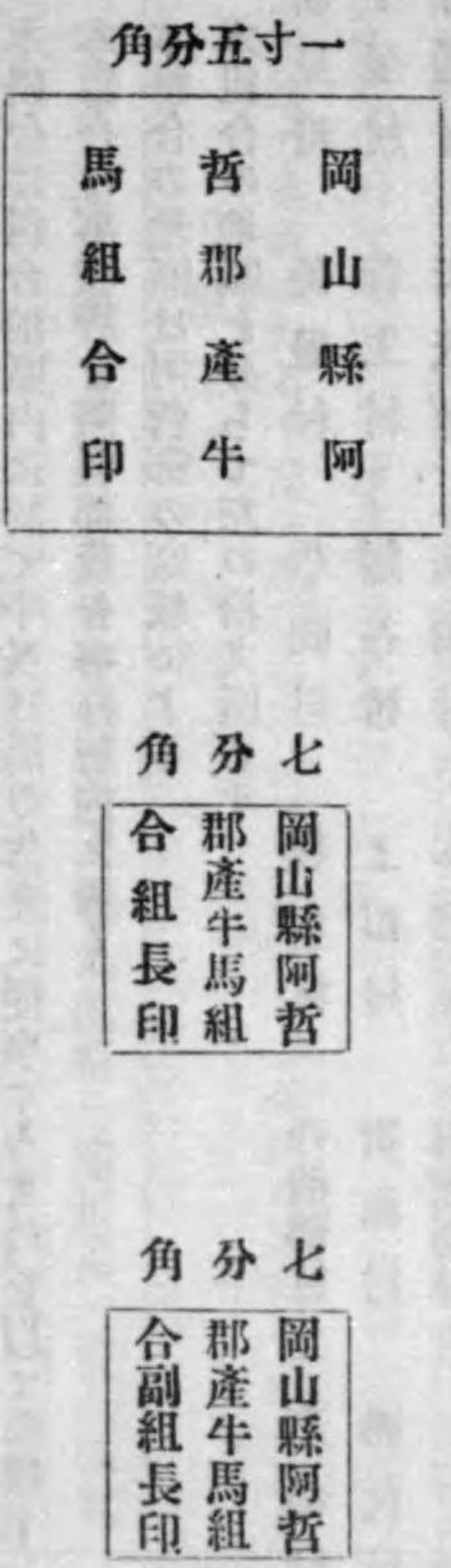
牧畜事業は本郡農家に於ける主要の副業にして其産額年々拾數萬圓に達し實に本郡重要な物産たり然して近時社會の進運に伴ひ肉食の需要を増し其供給を促すこと切なり故に從來の如く粗悪の農役牛を以て廉價を維持すること能はず時代の要求に適應すへき畜産の改良發達を企劃せざる可からざる時運に遭逢したり時の政府其必要を認め牛馬の改良蕃殖を促進せしむる爲め産牛馬組合法を設け之を施行せらるゝに當り本郡の有志も亦畜産改良の必要を認め産牛馬組合の設立を發起して明治四十年三月二十日創立總會を開き定款を議定し役員を選挙を行ひ同月二十九日其筋の認可を得て本組合の創立を完了するに至れり

三、阿哲郡産牛馬定款

第一章 總則

- 第一條 本組合は牛馬の改良蕃殖及び組合員共同の利益を圖るを以て目的とす
- 第二條 本組合は岡山縣阿哲郡産牛馬組合と稱す
- 第三條 本組合は組合地區内に於て牛又は馬の生産に従事するものを以て組織す
- 第四條 本組合は事務所を阿哲郡農會事務所内に置く
- 第五條 本組合の地區は阿哲郡の區域による
- 第六條 本組合の地區を分ちて左の拾九區とす
 - 新見町 美敷村 草間村 豊永村 丹治部村 刑部村 上刑部村
 - 千屋村 菅生村 熊谷村 上市村 新郷村 神代村 矢神村
 - 野馳村 新砥村 萬歳村 本郷村 石蟹郷村
 - 但町村の區域に變更ありたるときは其區域を以て分區とす

第七條 本組合に於て使用する印章左の如し



第八條 本組合に左の帳簿を備ふ

- 一、組合員名簿
- 一、牛馬籍簿
- 一、組合基金台帳
- 一、收受發送簿
- 一、組合役員名簿
- 一、販賣臺帳
- 一、會計帳簿
- 一、其他必要ノ簿冊
- 一、種付臺帳
- 一、財産目錄
- 一、議事錄及決議書

第二章 組合員の加入脱退

第九條 本組合に加入すべきものは其所有又は管理牛馬の種類牝牡年齢毛色及特徴産地を記したる書面により加入申込を爲す可し

牛馬賣買業者に限り其營業者たることを明にすべき書面の添付のみを以て加入申込を爲すものとす

第十條 組合員本組合の地區外に轉居し又は牛馬の生産業を廢止したるときは遅滞なく之を組合に届出つべし

第十一條 組合員死亡又は隱居により相續したるときは其相續人より之を組合に届出つべし

第三章 組合員の權利義務

第十二條 組合員は本定款の規程に従ひ組合役員の選舉被選舉權を有す

第十三條 總會に於ては組合員は書面を以て表決をなし又は他の組合員に委任して其表決權を行ふことを得

第十四條 數人共同して牛馬の生産に従事するものは本組合に對する權利義務に就き壹人と看做す

前項の生産者は代表者を定め之を本組合に届出す可し

第十五條 組合員は何時にても組合に備へたる帳簿の閲覽を請求することを得

組合役員は正當の理由なく前項の請求を拒絶することを不得す

第十六條 組合員は次期の總會を待つこと能はざる緊要の事項あるときは會議の目的及招集の理由を具し總組合員十分の一以上の同意を得て臨時總會の招集を組長に請求することを得

第十七條 組合員は正當の理由なく役員の當選又は其職を辭することを不得す

第十八條 組合員は定款及び其他の規程に従ひ組合の經費を負担し且つ手数料を納付するの義務を有す

第十九條 組合員は國有縣有又は証明を有する種牡牛馬に非らざれば種付を爲すことを不得す

第二十條 牛馬の出生斃死移動は十日以内に所轄區長を経て届出つべし

前項出生届には種付したる種牡牛馬所有者又は管理者の種付証明を要す

第二十一條 組合員は組合の召喚に應ず可し若し故障あるときは相當の代人を差出す可し

第二十二條 組合員にして種牡牛馬を所有し又は管理して種付を爲すものは本組合役員か種付張簿の檢閱及謄寫を爲すことを拒むことを不得す又組合の必要に依り種付帳簿寫書を要求したるときは直ちに應ず可きものとす

第二十三條 組合員は本定款及組合會の議決を経て公示したる各規程を遵守するの義務あるものとす

前項公示は各區に一ヶ所以上揭示し又一本は各區長に於て保管し組合員の縦覧に供ふ

四十

第四章 役員資格權限及其選任並に解任

第二十四條 本組合に左の役員を置く

一 組長 一名 一 副組長 一名 一 幹事 二名

一 評議員 六名 一 區長 一區一名宛

一 組長は組合の事務を統理し組合を代表す

一 副組長は組長の事務を補佐し組長故障あるとき其職務を代理す

一 評議員は組長の諮問に應じ又業務執行の状況を監査し組長副組長共に事故あるときは互選を以て其職務を代理す

一 幹事は組長の指揮を受け組合事務を處理す

一 區長は組長の指揮を受け分區内に属する組合事務に従事す

第二十五條 役員は組合會に於て組合員中より選任す

但し左に掲げたるものは役員たることを得ず

一 禁錮以上の刑に處せられ満期又は赦免後三ヶ年を経ざるもの

二 公權を剝奪せられたるもの又は其停止中のもの

三 復權せざる破産者及家資分産者

第二十六條 役員任期は三ヶ年とす但し再選を妨げず

役員に欠員を生じ其職務を行ふものなきときは則任者は後任者の就職まで仍は其職務を繼續す可し但し行政官廳又は組合より解職せられたるものは此限りならず

第二十七條 役員は名譽職とす但し組合會の決議を経て執務に關する報酬又は實費を給することを得

第二十八條 本組合役員にして組合の目的を阻害する行爲あるときは組長副組長は總會に於て總組合員三分の二以上の同意を得て解任することを得評議員幹事區長なるときは組合會の決議により解任するものとす

第二十九條 本組合に左の事務員を置き評議員會の諮問を経て組長之を任免す

書記 若干名 技術員 若干名

書記は役員指揮を承け庶務に従事す技術員は役員指揮を承け技術に關する事務に従事す

第三十條 事務員は有給とす其支給金額支給方法は評議員會の諮問を経て組長之を定む

第三十一條 組合には名譽顧問を置くことを得名譽顧問は組合員と否とを問はず學術又は經驗を有するものに就き評議員會の諮問を経て之を囑託す名譽顧問は會議に參與することを得ると雖も決議權を有せず名譽顧問には組合會の決議により報酬又は實費を給することあるべし

第五章 組合の業務

第三十二條 本組合は左の業務を施行す

一 種牡牛馬の飼育蕃殖及種付を行ふこと

二 善良の種牡牛馬を飼育するものに補助金を給すること

三 種牛馬の監査を行ふこと

四 産犢駒を保護獎勵すること

五 牛馬籍を編製すること

六 産犢駒の産地血統を証明すること

七 販賣市場を設くること

八 牧草改良蕃殖に關すること

九 放牧場の改良擴張を圖ること

十 畜産に關し組合員の利益と見認る物件等の紹介をなすこと

十一 本組合の目的を達するに利益を受く可き諸種の事業に對し寄附又は補助を爲すこと

十二 本組合に必要な事業

第三十三條 前條業務執行に要する規程及其變更は組合會の決議を経て之を定む

第六章 會 議

第三十四條 會議を分て左の三種とし組長之を召集す

- 一 總會
- 一 組合會
- 一 評議員會

總會は組合員を以て組織す

組合會は組合會議員を以て組織す

評議員會は評議員を以て組織す

第三十五條 組合會議員は各分區内組合員互選を以て一名を選出す可し

第三十六條 組合會議員の任期は三ヶ年とす

但し再選を妨けず

組合會議員に欠員あるときは補欠選舉を行ふ補欠員の任期は前任者の殘任期間とす

第三十七條 組合會議員は次期の組合會を待つ事能はざる緊要の事項ある時は會議の目的及其招集の理由

を具し總組合會議員三分の一以上の同意を得て臨時組合會の招集を組長に請求することを得

第三十八條 總會評議員會は組長に於て必要と認むるとき及評議員會は評議員三分の一以上の請求ありた

るとき之を開き組合會は毎年一月六月を定期とし尙組長に於て必要と認むるときは臨時開會す

第三十九條 會議を開かんとするときは少くも一週間前に於て開會日時場所及議決事項を通知す可し

但し臨時緊急を要する場合は期間を短縮することある可し

第四十條 會議の議長は組長を以て之に充つ

但し組合事務施行の狀況監査に關する評議員會の議長は評議員の互選を以て之に充つ

第四十一條 總會の議決事項左の如し

- 一 組合會議の不當事項

- 一 廿八條の役員解任に關する件

- 一 解散に關する事項

第四十二條 組合會の議決事項左の如し

- 一 定款變更

- 一 組合經費の豫算並に徴收方法及決算に關する事項

- 一 豫算變更及經費流通に關する事項

- 一 組合の規程に關する事項

- 一 役員選舉に關する事項

- 一 組合基金及會計主任身元保証に關する件及金品保管の件

- 一 業務執行に關する件

- 一 第二十八條の役員解任に關する件

- 一 定款變更其他の緊急事項を理由とする臨時總會請求に關する件

第四十三條 評議員會の議決事項左の如し

- 一 組長の諮詢に關する件

- 一 組合業務執行監査に關する件

一 違約者處分に關する件
 一 組合會の委任を受けたる事項
 但し監督官廳の認可を要せざるものに限る
 第四十四條 會議は半數以上の出席あるにあらざれば開會することを得ず
 但し同一事項に付再會の招集をなしたる場合は出席員を以て開會するものとす
 第四十五條 會議の決議は出席員の過半數に依る可否同數なるときは議長之を決す
 第四十六條 會議に於ては議事録を作り議長及出席員三名以上之に連署す
 第四十七條 會議に關する規程は其會議の決議により之を定む

第七章 會計

第四十八條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
 第四十九條 本組合の經費は別に定むる所の規程に依れる賦課金手数料歩合金過怠金等の收入及び寄付金補助金雜收入を以て支辨す
 第五十條 會計主任は幹事の内一名を以て之に充て評議員會の諮詢を経て組長之を補す
 會計主任は會計規則の定むる所により組合の出納に關し其責に任す
 第五十一條 會計主任は身元保証として組合會の定めたる金額に相當する金銭有價証券又は不動産担保を提供す可し
 但し組合會に於て其必要なしと認むるときは此限りならず
 第五十二條 毎年度の終りに經費の餘利あるときは組合會の議決を経て其殘部を組合基金として積立て殘部を翌年度へ繰越すものとす
 第五十三條 組合基金は利子を除くの外已むなき事由あるに非らざれば處分することを不得す

第八章 違約者處分

第五十四條 本定款第十七條第十九條第二十條第二十一條第二十二條に違背したるものは金五拾圓以下の過怠金を科す
 第五十五條 組合の別に定むる規程による料金歩合金其他組合に納付す可き金額を怠納したるものは一日に付其怠納金額百分の一の過怠金を科す
 第九章 定款の變更及組合の解散
 第五十六條 定款變更の決議は組合會に於て議員三分の二以上の同意を得監督官廳の許可を受くることを要す
 第五十七條 組合を解散せんとするときは總會に於て總組員三分の二以上の同意を得て縣知事の認可を受くるものとす
 第五十八條 組合を解散したるときは組長副組長幹事を以て清算に關する事務に當らしむ

四、阿哲郡産牛馬組合累年度豫算

本組合創立より本年度に至る歳入歳出豫算を略記すれば左の如し

年次	歳入			歳出		
	歩合金賦課金手数料	其他	計	事務所費會議費事業費	其他	計
明治四十年度	3,000,000		3,000,000	1,500,000	1,500,000	3,000,000
明治四十一年度	3,100,000		3,100,000	1,600,000	1,500,000	3,100,000
明治四十二年度	3,200,000		3,200,000	1,700,000	1,500,000	3,200,000
明治四十三年度	3,300,000		3,300,000	1,800,000	1,500,000	3,300,000

□ 經費徵收狀況

本組合の經費は縣及郡費の補助を除くの外總て組合員より之を徵收するものにして創立當初の定款によれば組合員の牛馬は必ず組合開設の市場に於て之を賣却するものとし組合自ら市場賣買に關與し其賣却價格の百分の二を歩合金とし現場に於て之れを徵收したり此方法は明治四十年及四十一年度に涉り施行したるも明治四十二年度に至り歩合金徵收方法は徵收の經費過大に失し資本分配の權衡を紊らし組合事業の發展を阻碍するのみならず畜價の變動と共に歲入の動搖を來すを以て事業方針を一貫し豫期の事業を遂行すること能はず故に先づ定款を變更して財源を確立するの必要ありとし明治四十二年五月十七日及同月二十六日の總會に於て現行定款第十八條の如く變更し同年度より斷然歩合金徵收方法を廢し頭數割、組合員割と革め牛馬籍整理と相俟つて歲入の基礎を確實にし組合事業として將來に一貫するに足るべき財源を確立したり即ち明治四十二年度より左記規程に基き賦課金及手数料を徵收して組合の財源を確立するに至れり爾して之が實施の當初は徵收の方法俄然變改せられたる爲め滞納者多數なりしも分區長を督勵して期限内完納を期せしめ萬一期限後に至り滞納者あるときは直ちに當事務所に召喚説諭を加へ嚴重過怠金を科する等極力之れか勵行に努めたるの結果明治四十二年度に於て未納者にして出訴の止むなきに至りしもの五十一人此金拾參圓四拾八錢なりしが明治四十三年度に於ては出訴せるもの一名もなく滞納者は悉く召喚して過怠處分を行へり即ち其人員百十九人此金參拾七圓參拾六錢にして過怠金七拾八圓貳拾四錢參厘なりき然るに明治四十四年度に於ては滞納者は僅かに拾七人此金拾圓拾錢過怠金拾圓七拾六錢壹厘にして漸次好成績を收むるに至り(即ち)組合員は經費負担の義務を自覺し滞納の弊害を免除するに至りたり
 手数料も亦分區長に於て隨時徵收するものにして其勵行稍困難なるものありしも牛馬籍整理の完成と共に怠慢者漸次減少し豫定の收入を得つゝあり

全 全

村 上 稔
 藤 本 忠 藏
 川 井 格 五 郎
 木 曾 田 善 一
 梶 原 喜 代 藏
 栗 元 久 吉
 安 藤 匡 太 郎
 長 尾 吉 左 工 門
 原 義 雄
 竹 下 文 一 郎
 市 川 喜 太 郎
 安 達 熊 二 郎
 柳 瀬 猪 巳 太 郎
 田 和 鶴 市
 名 越 正 志
 小 藤 善 太 郎
 坂 手 又 七
 宮 脇 猛 熊

- 第一條 賦課は毎年度歳入豫算に定むる課率により賦課期日に於ける納付義務者に賦課す
 - 第二條 賦課金は組合員割牛馬頭數割とし組合員割は組合員より牛馬頭數割は組合地區内の牛馬の所有者及組合地區外の所有者に属する牛馬管理者より之を徴収す
組合地區内に於て牛馬の管理を他人に委託したるものは管理者をして其牛馬頭數割を代納せしむるものとす
 - 前項の場合に所有者は管理者の過怠に付本組合に對し直接に其責に任す
 - 第三條 組合員の共有又は組合員と組合員に非らざるものとの共有牛馬の頭數割は組合の請求に従ひ一人にて全部を納付するの義務あるものとす
 - 第四條 賦課期日は最近に於ける牛馬籍照査の日とす
各分區の照査日時を異にする爲め賦課の重複したる場合は其事實を疏明す可き申告により新所有者又は新管理者に還付し賦課の脱漏を發見したるときは隨時徴収す
 - 第五條 組合經費の賦課徴収に關する組合會の決議は其都度之を公示するものとす
組合員は納入告知書を受くると否とを問はず前項の公示に従ひ納付する義務あるものとす
若し納入の期間を經過したるときは之と同時に遲滞の責に任す
- 阿哲郡産牛馬組合手数料徴収規程
- 第一條 犢駒出生したるときは登録手数料として一頭に付金參拾錢を徴収す
 - 第二條 牛馬の移轉にして加籍す可きものは登録手数料として金貳錢を徴収す
 - 第三條 既に登録したるもの、登録証を請求するときは金貳錢を徴収す
 - 第四條 本規程の徴収金には受領証を發せず登録証書を交付す

附 則

第五條 明治四十二年度の徴収は本規程施行以前の産犢駒に遡及す

ハ 牛馬籍整理

本組合創立と共に左記牛馬籍整理規程を制定し組合員の飼養管理せる牛馬は悉く登録して其血統を明にし出生賣買斃死逸走盜難等移動を糾し以て改良上の記録を作ると共に所有權を確保せんとし嚴格に規程を勵行したり然れども郡内壹萬數千頭の牛馬に付日々の移動を遲滞なく整理するは頗る難事にして之れが完成に就ては毎年一回事務員を出張せしめて現物との照合を遂ぐる等幾多の苦心經營により年次好成绩に向ひ今や當業者進て其登録を申告するに至り延て賦課及手数料徴収に對し多大の好結果を來せり

阿哲郡産牛馬組合牛馬籍整理規程

- 第一條 本組合は第一号様式に依り牛馬籍簿を備へ組合地域内の牛馬を登録するものとす
組合分區に其分區に所屬する前項の複本を備ふ
- 第二條 左の各號の一に該當する牛馬の所有者又は管理者は十日以内に所屬區長に書面又は口頭を以て届出す可し
 - 一 新に生産したる牛馬
 - 二 新たに所有權を得たる牛馬
 - 三 所有者と共に組合内に移轉したる牛馬
 - 四 所有權を移轉したる牛馬
 - 五 所有者と共に組合地區外に移轉したる牛馬
 - 六 盜難逸走に罹りたる牛馬及其再ひ所有に歸したる牛馬

- 七 屠殺撲殺又は斃死したる牛馬
- 八 組合地區外の居住者に管理せしめたる牛馬
- 九 組合地區内に於て管理を移轉したる牛馬

牛馬賣買業者營業の目的の爲めに所有する牛馬を取得の日より三十日以内に讓渡するものは前項を適用せず

但し此期間を経過したるときは五日以内前項の届出をなすべし

- 第三條 前項の届出には左の諸件を記載することを要す
- 一 種類
- 二 年齢
- 三 牝牡
- 四 毛色
- 五 体尺
- 六 産地
- 七 特徴
- 八 新舊所有者住所氏名
- 九 移轉の原因
- 十 移轉の年月日
- 十一 届出年月日
- 十二 賣買代金

第四條 第二條の届を受けたる分區長は分區備置の牛馬籍簿を整理し届書は組合事務所へ回付す可し
前項の届出が口頭なる時は該當の書面を製作して整理の上回付す可し

第五條 第二條の届出か組合地區内他の分區に關係する異動なる時は關係區長は通信其他の方法により牛馬籍簿の整理を爲す可し

第六條 本組合は毎年一回以上役員を派し分區長と共に組合地區内牛馬所有者又は管理者をして一定の場所に其牛馬を集めて牛馬籍簿と對照し牛馬の前肢左蹄に烙印す但し烙印は毎年變更す

第七條 牛馬の疫病其他止むを得ざる事故により前條の照査を受け難きものは事由を具して所屬分區長に届出す可し

前項の場合に於ては其牛馬の所在地に就き照査するものとす
第八條 第六條の照査を行ふ日時は其都度之を公示す

第九條 牛馬所有者又は管理者は第六條第七條の照査を拒むことを得ず

附 則

第十條 本組合創立當時に於て組合員たるもの、所有し又は管理する牛馬は別に配付する用紙に記注して明治四十年六月十五日迄に所屬分區長を経て届出づ可し

第十一條 本規程は國有縣有の牛馬に適用せず

種類名稱		性	毛色	産地	生年月日	躰尺		特徵	血統	
母	祖父					尺年寸月分日	尺年寸月分日		父	祖父
						尺年寸月分日	尺年寸月分日		父	祖父
						尺年寸月分日	尺年寸月分日		母	祖父
登録又ハ移動月日	所有者	郡村	郡村	郡村	郡村	明治日年	明治日年		郡村	郡村
	管理者	郡村	郡村	郡村	郡村	明治日年	明治日年		郡村	郡村

六、組合事業

1 優良種牡牛馬設置獎勵

種牡牛の改良事業は明治三十六年度以來本事業として種牡牛飼料補助規則を制定して盛に之れが獎勵を爲したるを以て年次好成绩に赴きつゝ、あるも往々良牡にして他郡へ轉賣せらるゝもの又は牝牛頭數に對し不足を免れざるものあるを遺憾とし本組合に於ても更に郡事業と相俟て其効果を收めんとし明治四十二年度より優良種牡牛馬設置獎勵規程を設けて生産の改良増殖を計り且つ品種の固定体格の改良を期せん爲め種牡牛不足せる方面に向ては特に其設置を勸奨し劣等なるものは優良なるものを以て交代せしむる等はれが獎勵に努めたるの結果當業者齊しく種牡牛の効果顯著なる事を認め従來野合の弊甚しき方面も自ら進て良牡の種付を希望するに至り良仔の生産日に多く従而當業者競ふて良種牡を設置するに至りたるを以て獎勵日尙淺きに拘はらず体格著しく向上せり

今本縣より優良種牡牛として賞金の交附を受けたるもの最近五ヶ年間の頭數を表記すれば左表の如し

年次	種牡牛頭數	受賣頭數	賞				
			一 等	二 等	三 等	四 等	五 等
明治四十一年	五九	二四	—	—	—	—	—
明治四十二年	六四	二〇	—	—	—	—	—
明治四十三年	七〇	一四	—	—	—	—	—
明治四十四年	六七	二八	—	—	—	—	—
明治四十五年	六八	三三	—	—	—	—	—

備考

一 前表種牡牛頭數中には縣有種牡牛を含まず又四十二年以來本組合に於て獎勵金交付を指定したる頭數及金額を示せば左の如し

年次	指定頭數	指定金額	摘	要
明治四十二年度	四	一一〇、〇〇〇	頭數少きは年度中に本事業を始めたるによる	
明治四十三年度	三三	七〇五、六一〇		
明治四十四年度	三三	七五六、七二五		
明治四十五年度	三〇	七一五、〇〇〇		

優良種牡牛馬設置獎勵金交付規程

第一條 本組合地區内に於て優良なる種牡牛馬を飼養管理し組合員の牝牛馬に種付を行ふものには本規程の獎勵金を交付す

第二條 本組合地區内に飼養管理する種牡牛馬は毎年度検査を行ひ優良と認むるものには獎勵金の交付額を指定す

前項の検査に應せざるものは本規程の獎勵金を受けることを得ず

第三條 第二條の検査は定期又は臨時に之を行ふ定期検査は官廳の種牡牛馬検査と同時に之を行ふ

臨時検査は臨時必要と認めたるるとき之を行ふ

但し臨時検査期日及場所は豫め之を公示す

第四條 本規程の獎勵金は左の區別により之を交付す

但し一ヶ年に満たざるものは月割を以て交付す

一 種 組合員任意設置の優良種牝牛馬年額貳拾圓以上五拾圓以下

二 種 組長の指定する特種の種牝牛馬又は組長の指定する區域に設置したる優良種牝牛馬年額參拾圓以上百圓以下

第五條 獎勵金交付の指定を受けたる種牝牛馬を移轉し又は種用を廢止し若くは組合地區内に存在せざる時は其事故を具し五日以内に届出す可し相續に係るときは相續人より届出す可し

第六條 前條の移轉が組合地區内なるときは届出により新所有者又は新管理者に其指定を繼承せしむ

但第二種の獎勵金を受けたるものは組合の承認する場合の外其年度内設置場所を移轉することを得ず

第七條 獎勵金は四月より九月迄の分を十月中に十月より翌年三月迄の分を四月中に請求す可し

第八條 獎勵金交付の指定を受けたるもの又は繼承人は種牝牛馬の飼養管理種付等に付本組合の指揮監督を拒むことを得ず

第九條 本規程に違背したるときは獎勵金交付の指定を取消し又は減額し其既に支給したるものは返納せしむることある可し

(様式)

種 付 届

證明書第 號

町大字

一種牝牛 (名號)

畜主

種付年月日	種	類	年	齡	毛	色	体	尺	特	徵	牝牛ノ畜主
計	何	頭	内	何	何	何	何	何	何	何	住 氏 名
											所 氏 名

右御届致候也

年 月 日

組 長 宛

何

某 印

優良種牝牛馬獎勵

種牝牛馬の改良は種牝牛馬の改良と相待て良仔の生産上一日も忽諾にすへからざる事項なりとす而して種牝牛にありては近時縣郡組合等に於て最も深厚なる保護獎勵を加へたるを以て稍々面目を新たにするに至りたるも牝牛にありては明治四十年四十一年の兩年度に於て少額の交尾料補助を交付したるの外絶へて獎勵を加ふることもなかりしを以て牝牛の改良は極めて遅々たるものにして牝牛馬の向上發達に比較し著しき懸隔を示すに至りたるは當業者の遺憾とせし所なり故に本組合は明治四十四年度より左記規程を設けて之れが獎勵の途を講し骨格優等飼養管理善良にして蕃殖の能力充分なるものに對し凡る四等別となし獎勵金を交付牝牛と同しく牝牛の改良を獎勵したるに該事業實施以來日淺きも當業者一般に其効果を認め優良種牝の保存及買入を爲すもの多く飼養管理亦大に改善せられ頗る好良の成績を示すに至れり

其狀況を示せば左の如し

年次	受検頭數	優良頭數	指定金額	一 等	二 等	三 等	四 等	内 譯
明治四十四年	四三五	一七六	五八八、〇〇〇					
明治四十五年	三五九	一七五	五六五、〇〇〇					

備考 一等金拾圓 二等金七圓 參等金五圓 四等金參圓 とす

優良種牝牛馬獎勵金交付規程

第一條 本組合地區内に於て本組合員の所有する牝牛馬にして左の條件を具備するものに對し本規程の獎勵金を交付す

- 一 体格性質共に優良なるもの
 - 一 牛は体尺三尺八寸以上馬は体尺四尺六寸以上にして蕃殖の能力充分なるもの
但し特に体格優良と認むるものは本号体尺に達せざるも獎勵金を交付することある可し
 - 一 年齢牛は明三歳以上全六歳迄馬は明四歳以上八歳迄
 - 一 獎勵金指定の年度内に優良種牝牛を種付したるもの及前年度に種付し現に受胎せるもの
 - 第二條 本規程の獎勵金を受けんとするものは組合の公示する期日場所に於て検査を受く可し
前項の検査を受けんとするものは豫め別記様式の届書を差出す可し
 - 第三條 検査の上優良と認めたる時は飼育期間及交付金額を指定す
 - 第四條 本規程の獎勵金は一頭金參圓以上拾圓以下とす
 - 第五條 指定牛馬の移動は直ちに本組合に届出す可し
- 地區内に於て所有權を移轉したる双方當事者連置して届出を爲したる時は獎勵金交付の指定を承継する

ことを得

第六條 指定期間内に組合地區外に指定の種牝牛馬を移轉し又は死亡若くは管理不良の爲め疾病或は不具に陥らしめたるときは指定の獎勵金を交付せず

第七條 獎勵金は當該期間満了後種付證書を添付し請求す可し

(様式)

優良種牝牛馬受検届

種 類	生 年 月 日	産 地	毛 色	特 徴	血 統	
					父	母

右御届候也

明治四十年 月 日

町村大字 畜主

氏

名 印

阿哲郡産牛馬組合長宛

ハ 優良産犢駒育成奨励

從來本郡生産優良産犢駒の多數は明け二歳に於て郡外に賣却せられ種牡牛の補給は勢ひ第二流の生産犢によるか若くは郡外より購入するの外途なく爲めに改良上の不利不便甚大なり故に明治四十二年度以來規程を設けて良犢の保存に努めたるに年と共に漸次好成绩を收め現今本組合事業中最も好く當業者の志望に適合し其奨励金の交付を受けんとするもの年々増加し優良なるものは悉く保存して種牡牛の補充と爲すに至れり
其状況を表示すれば左の如し

年次	受檢數	指定頭數	指定金額	摘	要
明治四十二年	八五	一六	三二〇	貳拾圓宛	
明治四十三年	九〇	二三	四八五	内拾四頭貳拾五圓	
明治四十四年	八六	二五	五〇〇	内九頭拾五圓	
明治四十五年	一三三	二〇	三〇〇	金貳拾圓宛	全

優良産犢駒育成奨励金交付規程

- 第一條 本郡産犢駒にして將來優良なる種牡牛馬となる可き見込あるものを組合地區内に於て飼育するものに對し本規程の奨励金を交付す
- 第二條 本規程の奨励金を受けんとするものは組合の公示する期日場所に於て検査を受く可し
前項の検査を受けんとするものは豫め別記様式の届書を差出す可し
- 第三條 検査の上有望と認めたる時は交付金額及飼育期間を指定す

第四條 本規程の奨励金は一頭參拾圓以内とす

第五條 地區内に於て所有權移轉ありたるときは雙方連署を以て届出つべし

譲受人にして指定の義務を繼續するものは其届出によりて奨励金交付の指定を承繼す

第六條 奨励金は指定の飼育期間満了の上交付す可し

第七條 奨励金交付の指定を受けたる産犢飼育期間中に死亡し又は不具となりたるときは其旨直ちに届出づ可し

前項の場合は指定金額を月割となし其半額を交付す

但し其不注意に因るものは此限りにあらず

第八條 指定を受けたる産犢盜難逸走又は地區外に移轉したるときは直ちに届出つ可し

第九條 本規程の奨励金を受く可きもの本規程に違背し又は飼養管理不充分的爲め所在不明若くは生育不良のものとなりたるものは交付金の指定を取消す可し

産犢駒育成受檢届

畜主	産地	生年月日	毛色	特徴
犢 (駒)				詳細記入を要す

今其概要を示せば左の如し

回数	會期	開催地	出品頭數	授賞數	受賞内譯			
					一等	二等	三等	四等
一	自明治四十三年十一月九日至全	新見町大字新見	一〇八	四二	一	一	一	一
二	自明治四十四年十一月一日至全	全	九六	三八	一	一	一	一
三	自四十五年六月廿八日至全	上市定期家畜市場内	八六	三七	一	一	一	一

ト 町村牛馬品評會

明治四十三年以來町村牛馬品評會に於ける優等牛馬に對し賞品を一般出品人に對して紀念品を交付すること、なし之が開催を促したるを以て漸次開催ヶ所を増加しつゝ、あり

年次	開催町村數	出品數	授賞數
明治四十三年	九	六七六	二〇〇
明治四十四年	一〇	七八二	二二九

チ 技術員設置

明治四十一年以來左記の通り技術員を常設し畜産改良上技術に關する事務及獸疫の豫防制遏患畜の治療畜産講話實地指導等に從事せしめ専ら斯業の保護獎勵に努めつゝ、あり

氏名	在任期間	備考
佐々木源市	自明治四十一年四月九日至現今	岡山縣立農學校獸醫科卒業

リ 講話會開催

畜産改良思想の普及と斯業上の知識を涵養せしむる爲め本組合技術員をして左記の通り講話會を開催せり

年次	開催數	日數	聽講人員	備考
明治四十三年	三九	二	一、七〇二	畜産改良の必要並に飼養法應急手當等
明治四十四年	二	二	九〇一	全

又 種馬所種付所設備

島根種馬所より矢神刑部の兩種付所に種牡馬を配派せらるゝに當り毎年種付所諸費を本組合より支出して種付上遺憾なきを期せり

ル 獸疫豫防

本郡は僻陬に位し在來種の産地なるを以て彼の恐る可き牛疫或は結核病等の侵入することなきも年々多數の氣腫疽に罹り其損害を蒙ること多大なり故に之れが豫防の方法を講せんとし其筋に申請したるに本年七月下旬農商務省獸疫調査所囑託員たる農科大學助教仁田獸醫學博士は其發見に係る豫防接種液を携へ來郡せられ本郡の主産地にして且該病發生の最も多き千屋村に於て畜牛百六十六頭に對し該豫防液接種の實地應用を試みられたるが果して豫期の効果を奏すに至らば本郡斯業の爲め洵に一大幸福と云はざるを得ず

功勞者表彰

本組合員にして畜産上特に功勞ある豊永村西村嘉應太 新郷村塔田花市両氏へ明治四十三年銀盃各壹個を贈りて其功勞を表彰せり

ワ 組合が賣買を紹介したる種牝牛

近時福岡大分山口諸縣より種牝牛の購買に來るもの多きを以て本組合は公明に之れが紹介をなさんため明治四十五年二月より左記規程を設けて紹介に従事せり
今規程制定以來の狀況を示せば左の如し

紹介年月日	畜牛	性	年齢	價格	購買者	販賣者
四十五年二月十三日	全	全	三歲	一七五、〇〇〇	岡山縣	坂手又七
	全	全		一五五、〇〇〇	全	木村仲三郎
	全	全		一七〇、〇〇〇	全	嘉壽五榮松
	全	全		一六五、〇〇〇	全	三村丈平
	全	全		一六〇、〇〇〇	全	橋永勸次郎
	全	全		一六〇、〇〇〇	大分種牛所	原田末太郎
	全	全		三〇〇、〇〇〇	全	定岡富二
四十年三月十日	全	全	四歲	一八〇、〇〇〇	全	富谷定市
	全	全	三歲	一六〇、〇〇〇	全	西村藤四郎
	全	全	四歲	一六〇、〇〇〇	全	宮崎松次郎
四十五年三月十日	全	全	三歲	一八〇、〇〇〇	全	

阿哲郡産牛馬組合牛馬賣買紹介規程

- 第一條 本組合員の所有牛馬を購買せんとするものは本規程により賣買の紹介を爲すものとす
- 第二條 購買希望者は其購買せんとする牛馬を豫定頭數牝牡の別年齢体尺價格等を本組合に申告す可し
- 第三條 購買希望者の申出を受けたるときは之に相當する牛馬の所有者に對し指定の期日場所に牽出す可き旨を通告するものとす
- 第四條 牛馬牽出通告に應じ集合したる牛馬の所有者は本組合事務所員の指揮により購買希望者の縦覽に供するものとす
- 第五條 購買申出人希望の牛馬を選定したるときは本組合は直ちに其賣買の成立を周旋するものとす
- 第六條 當事者間に於て賣買成立したるときは本組合は遅滞なく各當事者の氏名其紹介したる牛馬の種類年齢毛色特徴体尺及賣買價格等を紹介原簿に記入す可し
- 各當事者は本規程によりて手数料を納付して其賣買の証明を求むることを得
- 第七條 賣買牛馬及賣却代金の受授は同時とし本組合を經由して履行す可し
- 但し當事者双方の申出により「賣買」期日を定め代金の後送又は直接受授を承認することある可し
- 第八條 牛馬賣買成立したるときは紹介手数料として各當事者より賣買價格百分の一宛を徴收す
- 第九條 本組合に對し牛馬の購買を委託するものありたるときは此規程を遵用し之を取扱ふものとす

七月十日	全	全	全	全	價格	購買者	販賣者
	全	全	全	全	一七〇、〇〇〇	全	山崎新太郎
	全	全	全	全	二八〇、〇〇〇	福岡縣糟屋郡農會	塔田花市
	全	全	全	全	二一〇、〇〇〇	全	神崎政治郎
	全	全	全	全	一九〇、〇〇〇	遠賀郡農會	橋永勸次郎

カ 補助金交付

明治四十一年及明治四十三年中國六縣聯合共進會出品牛馬に對し又明治四十二年岡山縣畜産并に馬匹共進會出品牛馬に對し出品費の補助を爲し且つ矢神種付所修繕費等の補助を爲せり

七、基本財産ノ蓄積

左記規程により基本財産を蓄積し其收入を以て經費を支拂するに至らんことを企圖し明治四十一年より決算剩餘金の中より之を蓄積したるに現在高貳千貳圓貳拾八錢を有するに至れり

阿哲郡産牛馬組合基金管理規程

第一條 本組合の基金は阿哲銀行貯蓄部へ預金となす可し

第二條 貯蓄預金通帳並に基金台帳は毎年度決算報告の際組合會の査閲を受く可し

三、岡山縣眞庭郡産牛馬組合

一、眞庭郡ノ地勢風土

眞庭郡は岡山縣の北部美作國の最西に位し苦田久米の兩郡に接し西南は阿哲上房御津の三郡に隣し北は鳥取縣東伯野の二郡に境する山村僻遠の土地柄にして東西七里三十二丁南北十一里十一丁面積五十三方里餘を有し内耕地九千九町餘宅地五百五十一町餘原野四百九十町餘にして山林は實に三万八千四百三十町餘を占む其の中に點在する戸數は一万一千六百三十六戸人口六万一千六百六十四人なり又之れを職業別に示せば農戸數八千八十三戸にして商戸數之れに次ぎ一千二十戸工業戸數九百戸其他六百三十戸なり

前述の如く山岳は至る處に起伏して耕地は旭川並に其支流沿岸に點綴せる而已なるを以て南部の一小部分を除くの外は概ね急峻なりと雖も中央を貫流せる旭川は舟筏の便を得國縣道亦縱横に貫通せるを以て交通運輸の便ありとす

氣候は山林の調節するあるを以て其度を得ると雖も北部諸村の如きは北日本海の影響を受け秋季より冬季に涉りては空氣濕潤にして雨雪多し殊に嚴寒の候に至りては積雪數尺に達すること稀なりとせず土地は肥沃にして自然の草木に富み従て家畜の飼料に乏しからず地勢の峻阻と氣候寒冷とは相俟て強健にして抵抗且持久力ある和種牛馬の育成に恰適の地なりとす

本郡は比較的産物に富む就中其主要なるものを擧ぐれば米麥蠶繭牛馬葉煙草大小豆楮三椏其他林産物等なり今主産額を表記する左の如し

主要物産調査表

(明治四十四年産額)

米	八二、二七四石	麥	四〇、三九七石	牛	二、四三九頭	大豆	六五三一石	小豆	六六〇石	煙草	一六五八八五五匁	楮三椋	八八四九二匁	蠶繭	三四一八石	林産物	二五三三九匁
---	---------	---	---------	---	--------	----	-------	----	------	----	----------	-----	--------	----	-------	-----	--------

備考 林産物數量は貫石束等あるを以て便宜價格を掲上すること、せり

二、畜産ノ沿革

眞庭郡の地勢たる四圍連峯村落亦山を以て繞らし北部諸村を除く外概ね氣候寒暖其度に適し所在生草に富み一見天然の牧畜地と稱して不可なるへし斯る風土山水の間に点住する農家の副業を擇はんとすれば蓋し畜産を措て他に適業なかるへし古代に於ける眞相は元より之を知るに由なしと雖要するに多數の牛馬を飼養したることは郡内各村落に於ける牛馬飼育に因する地名又は堀切境界牛遊横路等の形跡の存在するに徴して明瞭なりとす維新の始め眞庭郡勝山町大字見尾池田類治郎なるもの大に畜産の發達に意を注ぎ自ら十數頭の畜牛を飼育し種々精細なる研究を重ね愈斯業の發展を期せんと欲せは先づ牧場の設備なかる可からざるを自覺し勝山町字大杉と稱する山野壹千餘町歩を區畫し明治七年工を起し巨額の費用を投し同十年之れが完成を告げ和牛數百頭を放牧し内務省勸業局より洋種短角種數頭の借入れを爲し乳用の目的を以て在來種の改良蕃殖に努め越て十二年六月同局より洋種セルシーデボン二種數頭を借り受け専ら改良に腐心せしと雖も資力微にして充分なる目的を達し得ざるを遺憾とし重て同局に出願し資金壹萬圓を借入益々改良の歩を進め地方農民の指導誘掖に熱中したる結果として今尙各地に多數の小牧場を現存せしめたるのみならず異血配合の必要を認め但馬種に代り或は洋種に仰き改良的攻究の思想を高め比較的体格優偉にして抵抗力に富める作州牛の名聲を博するの域に達しつゝ、あるは故池田類治郎の遺物として將又當時に於ける當局の賜なりとして多謝する所とす

飼育管理方法の一斑

飼育管理の方法は各地の状況に依り多少其趣きを異にせるを以て一々之れを詳説せんか却て繁雜に流れ要領を没却するの虞れあるを以て郡内を通して慣用せられつゝ、あるもの、概要に就き項を分ち左に之れを列記す

放牧期間

放牧地は本郡内各生産者の利用せる地方即ち富原村大字曲り共有野山美甘村大字美甘字高山共有野山新庄村各部落共有野山美甘村大字田口字有津井谷共有野山八束村大字下見民有野山東伯郡大谷牧場勝山町大字山久世共有野山全町大字見尾放牧場全町大字星山共有野山木山村大字日の上苔田郡富村大字大成等とし期間は各放牧地の規約により多少の差違ありと雖も大畧春季は五月二日（八十八夜）より七月二日（半夏）迄とし秋季は九月十日頃より放牧し十一月二十日前後迄とし夏季は殆んど舍飼となすを常とするも或る營利的の放牧地にありては頭數を減定し自然放牧をなせるものあり

放牧期間の管理監督

各放牧地により其趣を異にす即ち一定の料金を徴收せる營利的放牧にありては百頭に對し壹名位の人夫を附し終日場内を巡視監督せしむ共有地共同放牧地に在りては一日二名位宛順次に監督の任に當るを常とす然れども兩者共に夜間の監督は殆んど之れを爲さず

舍飼期間中に於ける飼育管理

夏季の食料としては野生せる稍々軟かなる生草を支給するもの殆んど全部にして其方法は苜取りの儘支給す

冬季間の飼料の大部分は干草及藁とす其量は郡内中北部は比較的多數の干草を得従て大部分支給す南部に在ては之れに反し採草地狭少従て製品に乏しく大部分藁を支給す其量は干草一日貳貫匁乃至貳貫五百

芻藁は四五貫匁とす調理は兩者共に寸斷し熱湯を注ぎ支給し藁にありては米糠又は糞の煮熟せるものに混合支給す此外例外に属すへき事項ありと雖も繁雜を避け茲に省略す

運動及管理

夏季にありては日々採草運搬の爲めに使用し牝牛にして仔牛を有するものは共に行動を取らしめ二三才の育成中の手にありては人家附近にして飼料又は肥料用生草採取の場合牽出し其附近を運動せしめ又は野草運搬の際成牛に附随せしむるものあり
冬季は積雪尺餘に達する場合の外は日々牽き運動をなすものとす

三、産牛馬組合の沿革

明治三十五年十月十八日佐野篤太郎外貳拾壹名眞庭郡産牛馬組合發起認可の申請をなす
明治三十六年二月十六日認可を得専ら創立事務整理中遇日露の戦役に會し一時事務の中止をなす
明治三十九年四月廿六日法定の全意數を得て創立總會を開き定款を議決し役員の選舉を行ひたるに其結果組長に井手毛三副組長に佐山慶一評議員に龜井熊三郎外九名組合會議員に山田光治郎外拾六名當選す
茲に收支の豫算を立事務所を眞庭郡役所内に設けて業務を開始せり
明治四十三年三月六日臨時總會を開き定款の改正を行ふ
全年七月十七日總會を開き組長副組長の改選を行ふ其結果組長に井手毛三副組長に武内勳夫當選す
組合會議員の選舉は定款の改正に基き各町村を區域とし組合員壹百名以内に壹名全上百名を加ふる毎に壹名を選出することとし即全年十月十日各町村に於て組合會議員の選舉を行ふ其結果杉久治外貳拾壹名當選す
全年十一月貳拾五日組合會に於て評議員の選舉を行ふ其結果井手元太郎外九名當選す
大正元年十月三十日臨時總會に於て組長副組長の改選を執行す其結果組長に井手毛三副組長に佐野篤太郎

當選す

組合員と牛馬頭數を示せば左表の如し

組合員數と牛馬頭數

年 別	組 合 員 數	組 合 員 所 有 頭 數
三十九年	九〇三	八、六六二
四十年	一一、一四八	八、九七六
四十一年	一一、〇〇四	八、七八三
四十二年	一、八六八	八、九〇四
四十三年	一、八八一	九、〇四三
四十四年	一、九二八	八、八五五
大正元年	一、七二九	八、九一六

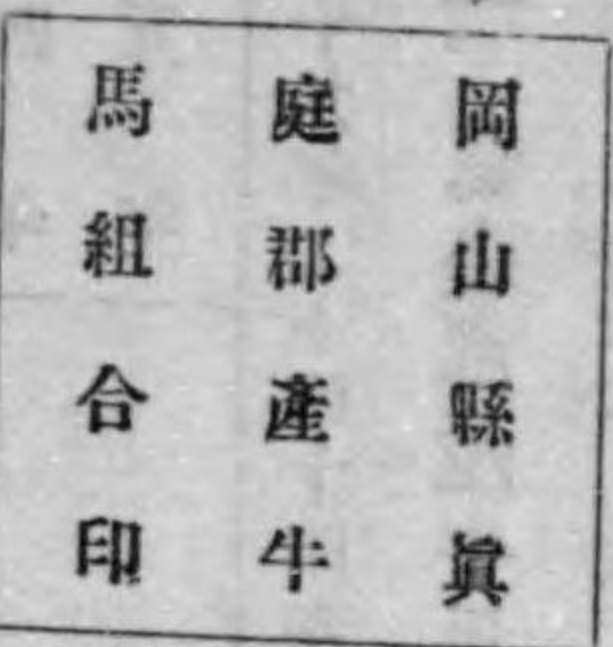
備考 三十九年より四十四年迄は十二月現在大正元年は九月現在とす

四、眞庭郡産牛馬組合定款

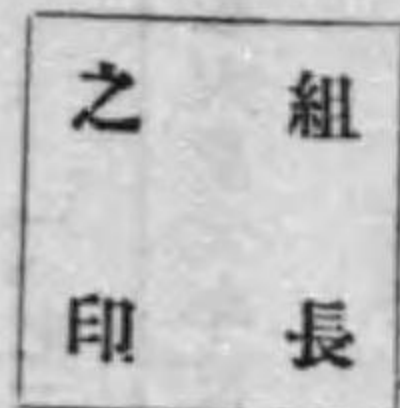
第一章 總 則

第一條 本組合は牛馬の改良及組合員共同の利益を圖るを目的とす
第二條 本組合は岡山縣眞庭郡産牛馬組合と稱す

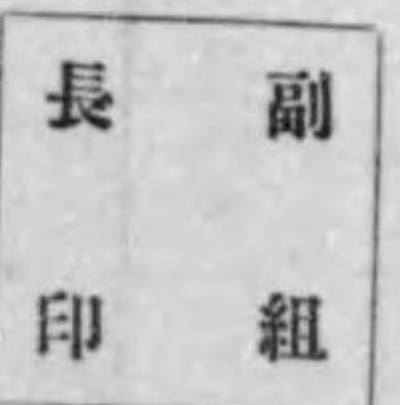
第三條 本組合の事務所は岡山縣眞庭郡勝山町に置く
 第四條 本組合の地域は岡山縣眞庭郡一圓とす
 第五條 本組合の印章左の如し



一角分二寸一



一角分六



一角分六

第六條 本組合に左の帳簿を備ふ

- 一 組合員及役員名簿
- 一 種牛馬取調台帳
- 一 牛馬籍簿
- 一 財産目録
- 一 其他會計及文書の受發に關する各種の帳簿
- 一 種付台帳
- 一 議事録

第二章 組合員の加入及脱退

第七條 本組合は組合地域内に於て牛馬の生産に従事するものを以て組織す
 第八條 本組合に加入せんとするものは住所氏名年齢右の外牛馬の種類名號牝牡年齢毛色体尺特徴産地用途を記したる書面を以て其旨組長に届出つべし
 第九條 組合員には本組合員たるの証票を交付するものとす
 第十條 組合員たるの資格を失ひたるときは事實の生じたる日より十日以内に証票を添付し組長に届出つべし

第三章 組合員の権利義務

第十一條 組合員は牛馬の分娩賣買其他異動を生じたるときは別に定むる書式により廿日以内に登録の手續をなすべし
 第十二條 數人共同して牛馬の生産に従事するものは組合員の権利義務に付之を一人と看做す
 第十三條 組合員は何時にても組合に備へある帳簿の閲覽を求むる事を得組長は正當の理由なくして其請求を拒む事を得ず
 第十四條 組合員は緊急の事項ありて總會開會の必要ありと認むるときは會議の目的及其招集の理由を具し總組合員四分の一以上の同意を得て臨時總會の開會を組長に請求することを得
 第十五條 組合員は正當の理由なくして役員の當撰又は其職を辭することを得ず
 第十六條 組合員は定款及經費徴收規定に従ひ組合費負担の義務あるものとす
 第十七條 組合員は其業務に従事するときは証票を携帯すべし
 但し左の業務に従事する場合は此限りにあらず

一 飼育 一 役用

第十八條 組合員証票を亡失毀損し又は其記載事項に異動を生じたるときは事實の生じたる日より十日以内に要領を記したる書面を以て組合に申出再度又は書換を受くべし

第四章 役員資格權限及選任解任

第十九條 本組合に左の役員を置く
 一 組長 一名 一 副組長 一名 一 評議員 十名
 第二十條 組長は組合諸般の事務を統理し其組合を代表す 副組長は組長を補佐し組長故障あるときは其

職務を代理す 評議員は組長の諮詢に應じ及業務執行の状況を監査し且つ組長副組長共に故障あるときは互選を以て其職務を代理す

第廿一條 役員は一ヶ年以上本組合の地域内に住居し左の各號に該當せざる組合員中より選舉す

一 禁個以上の刑に處せられたるもの

二 公權剝奪又は停止中のもの

三 復權せざる家資分散及破産者

組長副組長にありては組合總會評議員にありては組合會に於て選舉す

前項選舉の方法は市町村會議員選舉の例に依る

第廿二條 役員の任期は三ヶ年とす 但し滿期再選を妨げず役員に缺位を生したるときは補缺選舉を行ふべし

補缺選舉に依り就任したる役員の任期は前任者の殘任期間とす

役員任期滿了後と雖ども後任者就職迄は其職務を繼續するものとす

第廿三條 役員は名譽職とす

但し組合會の決議に依り報酬又は實費を給することを得

第廿四條 本組合に左の事務員を置く

一 書記 若干名 一 技手 若干名

書記及技手は組長之れを任免す

書記は役員の指揮を承け諸般の事務に従事す

技手は役員の指揮を承け技術に關する事務に従事す

第廿五條 事務員は有給とす其額及支給方法は評議員の諮詢を経て組長之れを定む

第五章 組合の業務

第廿六條 組合に於て施行する業務概ね左の如し

一 牛馬の統計に關する事

二 組合員所有の牛馬には血統証票を交附する事

三 畜産上の講話會を開設する事

四 公認を得たる種牛馬の外種付をなさしめず之れが監督をなす事

五 牛馬賣買上に於ける從來の惡弊を矯正する事

六 疾病の防遏に關する事

七 其他牛馬の改良を謀る事

第六章 會議

第廿七條 會議を分ちて左の三種とし組長之れを開閉す

一 組合總會 一 組合會 一 評議員會

組合總會は總組合員を以て組織す

組合會は組合會議員を以て組織す

評議員會は評議員を以て組織す

第廿八條 組合會議員の選舉は町村を以て區域とし組合員百名に付一名とし組合員の互選とす 組合員百

名に充たざる町村と雖ども組合會議員壹名を選舉するものとす

第廿九條 組合會議員の選舉は組長の通知により町村に於て選舉するものとす

第三十條 組合會議員の任期は三ヶ年とす但し再選を妨す組合會議員に欠員を生したるときは次点者を以て之れに充つ補欠議員の任期は前任者の殘期間とす

第卅一條 組合會議員は其目的を表示し組合會議員三分の一以上の同意を得て組合會の開會を組長に請求する事を得

七十八

第卅二條 總會は必要あるとき隨時之れを開き組合會は毎年壹回以上評議員會は組長に於て必要と認むるとき又は評議員二名以上の請求ありたるるとき之れを開く

第卅三條 會議を開かんとするときは少なくとも五日前に開會の日時場所會議の事項を通知すべし但し緊急を要する場合は其期間を短縮することを得

第卅四條 會議の議長は組長を以て之れに充つ

但し組合業務施行の状況監査に關する評議員會の議長は評議員の互選を以て之れに充つ

第卅五條 總會の決議すべき事項左の如し

- 一 定款の變更に關する件
- 二 組合の解散に關する件
- 三 組長副組長の選舉に關する件
- 四 其他組長に於て重要と認むる件

第卅六條 組合會の議決すべき事項左の如し

- 一 組合の經費豫算及賦課徵收方法に關する件
- 二 總會の決議に依り委任を受けたる件
- 三 組長に於て必要と認めたる件

第卅七條 評議員會の議決すべき事項左の如し

- 一 組長の諮詢に關する件
- 二 豫算内の項及目の流用に關する件

三 組合業務の監査に關する件

四 違約者處分に關する件

五 組合の經費決算認定に關する件

第卅八條 會議は三分の一以上の出席あるにあらざれば開會するを得ず

但し同一事件の再招集にして定數に達せざるときは出席員を以て開會することを得

第卅九條 總會及組合會に於ては議事録を造り總會に於ては議長及組員二名以上組合會に於ては議長及議員二名以上署名捺印するものとす其他は普通會議法に依る

第七章 會計

第四十條 本組合の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第四一條 本組合に徵收する手数料左の如し

- 一 督促手数料 金拾錢
- 二 証票交付又は書換手数料 金貳拾錢
- 三 牛馬籍簿の謄本を請求する手数料 金貳拾錢

第八章 違約者處分

第四二條 本定款第十一條十五條十七條十八條に違背するものは金拾圓以下の過怠金を科す

第四三條 組合に納付すべき金額を怠納せしものは怠納一日に付其金額百分の二に相當する過怠金を科す

第九章 定款の變更及組合の解散

第四四條 定款の變更は總會に於て三分の二以上の同意を得たる決議に依らざれば之れを爲す事を得ず

第四五條 組合の解散は組合員三分の二以上出席同意あるにあらざれば議決する事を得ず

第四六條 本組合を解散したるときは組長副組長に評議員中より互選したる一名を加へ精算人とす

七十九

第四七條 本組合の定款に依り又は定款に規定なき事項に就き規定を設くるの必要あるときは組長は評議員會に諮論して之れを定むべし

五、組合事務

イ 種牡牛馬政策

抑畜牛改良の方法一二にして足らずと雖も主として其基礎たる種牡牛の選擇にあること論を待たざる所とす故に明治四十年一月別紙種牡牛馬獎勵規程を設け指導誘掖に努め一面督勵保護を加ふると雖も甲の唱道賛加する所のもは乙の反駁忌避する所となり躊躇逡巡爲に種付を怠り或は故らに野合を僥倖とするもの少からず元より種牛は個人の所有に係るか故に其種類方針共に一定せず或は徒らに競争的亂交尾をなし受胎の歩合を減退せしむるのみならず其生産する所の犢駒亦豫期に反する等弊害百出せり斯くては到底改良統一の望み無きを察し産牛馬組合は斷然銳意種牛の改良統一に全力を傾け明治四十三年度より郡内需用の種牡牛馬の全部を組合有となし所要頭數五拾頭の内拾頭は縣有種牡牛の委託を受くるものとし残る四十頭の購入を四ヶ年繼續の事業として毎年拾頭を購入し其の完成に至る期間には民有種牡牛に就き組合が採る所の方針に適合するものを借り上げ常に五拾頭の種牡牛を有し以て牛種の改良統一を企畫せり隨時に於ける一般の種牡牛育成者に在りては只管組合の借り上げに應せんことを希圖し其選に洩れたるもの及組合が下戻したる種牛は直に他郡市に賣却すること、して敢て異論を挾まざるは畢竟無料交尾の制を歓迎しつ、ある牝牛所有者の態度動かすべからざるものあるに依るもの、如し而して種牡牛政策は大正二年度を以て完成するものにして其完成の曉は毎年拾頭つ、新陳取捨の法に據り益々牛種の改善統一を期せんとす

眞庭郡産牛馬組合種牡牛馬獎勵規程

- 第一條 組合員にして本規程により賞與を受けんとするものは第一号書式に依り組長に願出可し
- 第二條 前條の出願ありたるときは検査を行ひ其優等なるものに對し左の區別に依り賞狀及賞金を下附す但し其等級を定むる場合により本縣種牡牛取締規程に依り定めらる、等級を適用する事ある可し
 - 壹等賞 金四拾圓
 - 貳等賞 金參拾圓
 - 參等賞 金貳拾圓
 - 四等賞 金拾五圓
 - 五等賞 金拾圓
- 第三條 検査上特に優等と認むる者に對しては前條の規程に依らず特に五拾圓迄賞與する事ある可し
- 第四條 検査の場所及日時は其都度之を定め告示す
- 第五條 第二條の賞與金を受けたるものは其當時より滿壹ヶ年間ハ本郡内に於て生産事務に従事するものとす
- 第六條 左の各項の一に該當したる行爲ありたるときは賞狀及賞與金を返納せしむる事ある可し
 - 一 第五條の規程に違背したるとき
 - 二 賞狀下附の日より一ヶ年以内に種用を廢し又賣買讓與をなしたるとき
- 第七條 本規程は明治四拾四年四月一日より施行す

種牡牛馬獎勵金御下附願

住所番地 畜主 氏 名

一種牡牛

一種類 一血統 一年齡
 一毛色 一體尺 一產地
 右は眞庭郡産牛馬組合種牡牛馬獎勵金下附相受け度に付御検査被成下度此段奉願候也
 年 月 日 右

眞庭郡産牛馬組合組長何某殿

何 某 印

無料種付法

從來眞庭郡の種牡牛に於ける一般の種付料は最高四圓最低壹圓の定めなれども生産者中には交尾料あるが爲め徒らに目前の小利に迷ひ延て種牛の良否を口實とし謂れなく種付を怠り又は無謀の野合を敢てし改良發達の方針を阻害し共同營利の本旨に悖るの弊ありて之れが取締り亦容易の業にあらざるを以て斷然無料種付の制を取り専ら組合有種牡牛の種付を勵行したる結果殆んど豫定の種付を了したり即ち左表の如し

縣有並に組合有種牡牛種付成績表

年 別	縣 有		組合有種牡牛の部		民有借り上種牡牛の部		種 付 總 數
	委託頭數	種付頭數	使用頭數	種付頭數	借上頭數	種付頭數	
四十三年	六	二八一	八	三二五	三三	一九九五	二五九九
四十四年	六	二八九	一九	九一五	二五	一三三〇	二五九九
四十五年	七		二九		一三		二五三三

備考 四十五年種付頭數は今尙は種付しつゝあるを以て特に省略したり

眞庭郡産牛馬組合種牡牛馬種付規程

- 第一條 組合種牛馬は組合員外の者に之を交尾せしめず
- 第二條 種牡牛馬は疾病其他の事故に依り交尾を停止することあるべし
- 第三條 種付牝牛馬は年齢牛滿三才馬四才以上とす
- 第四條 配牝は壹頭に付一度に一回一日二頭以内とす
- 第五條 交尾したる牝牛馬には交尾証を與へ尙其生産牛馬に對しては畜主の請求に依り血統証を附與す
但し此場合は手数料として一件に付金拾錢徴收するものとす
- 第六條 交尾を請はんとするものは其牝牛馬の種名号年齢体尺毛色產地特徴を口頭又は書面を以て種牡牛馬委託者へ申出交尾を受くべし
- 第七條 交尾料は無料とす

種牡牛委託管理

受託縣有及組合有種牡牛に對しては年額七拾五圓民有借上げ種牡牛に就ては年額九拾圓の飼育料を支給して之れを管理せしむるものとし別紙種牡牛馬委託規程に依り郡内樞要の地區に一定の管理者を置き其任に當らしめ組合は常に技術員をして飼育管理の適否を巡視監督し以て使用上の完全を期す

眞庭郡産牛馬組合種牡牛馬委託規程

- 第一條 組合種牡牛馬は土地の状況に應じ適當の場所を選みて之か飼育を委託す
- 第二條 種牡牛馬受託者は眞庭郡産牛馬組合員に限る
- 第三條 種牡牛馬受託者は第一号様式に依り契約書を差出す可し
- 第四條 受託者は種付請求者に對し眞庭郡産牛馬組合員の証を検し並に種牡牛馬種付規程第三條の資格を

取調へたる上種付を爲すへし

第五條 受託者は正當の理由なくして種付を拒むことを得ず

第六條 委託種牡牛馬飼養管理費として毎年豫算に定めたる金額の範囲内を支給す

第七條 委託種牡牛馬疾病其他の事故を生じたるときは直ちに應急手當を爲すと全時に本組合事務所へ報告す可し

第八條 種付に關する記録及飼養管理の方法其他必要なる事項は別に之を定め特に受託者に命令す

第九條 受託者は交尾頭數を第二號様式に依り調製の上毎年十二月中に報告す可し

第十條 當組合の命令したる以外の事故により死傷したるときは賠償の責を負はしむ但し天災等事情止むを得ざる場合は此の限りにあらず

第十一條 本則第三條契約第四條第五條第十條に違背したるものは委託種牡牛馬を返納せしめたる上尙評議員會の諮詢を経て壹圓以上貳拾圓以下の違背金を徴收す

第一號様式

契約書

一 何種 何々號 何頭

右御委託相成候に就ては組合種牡牛馬委託規程を遵守仕るは勿論平素鄭重に取扱可申萬一規程に背きし節は規程第十一條に依り返納を命せられ尙違約金を徴收せらるも毫も異議申間敷依て契約書差出し候也

年 月 日

住所

眞庭郡産牛馬組合

組合員 何 之 某 〇

眞庭郡産牛馬組合組長何某殿

第二號様式

自年月日 至年月日 委託種牡牛(馬)種付頭數報告

種類名	號	年令	毛色	産地	種付年月日	住所	牝所有者氏名
-----	---	----	----	----	-------	----	--------

右報告候也

住所

年 月 日

種牡牛(馬)受託者 何 之 某

眞庭郡産牛馬組合組長何某殿

二 種牛に對する縣の獎勵

組合が種牡牛の改良充實を期する目的を以て優良種を選択購入すると全時に民有種牛の選抜借上げを實行したる爲り種牛の成績良好にして斯業の發展に資するもの少しとせず即ち岡山縣種牡牛獎勵規程に依り受賞せるもの左表の如し

岡山縣種牡牛獎勵規程に係る組合有種牡牛受賞表

年 別	受檢頭數	受 賞					計
		一 等 賞	二 等 賞	三 等 賞	四 等 賞	五 等 賞	
四十三年	八			二			二

四十四年	一八					八十六
四十五年	二六					三三
						七六

木 牝牛馬獎勵

組合が其成立の始め専ら民有種牝牛の獎勵に努め稍優良なる種牝牛を輸入すと雖も其配合すべき牝牛馬の資格にして之れに伴はざらんか品質の優等なる種物を比較的不良の田圃に栽植すると齊しく却て不結果を生ずるの傾きあるを以て更に牝牛馬の改良を促すの必要に攻まられ別紙牝牛馬獎勵金下附規程を設け一方親牝牛馬の種類の選擇飼育の方法等指導啓發に努力し一年と其面目を改め両々相待て功果著しく親牝牛馬に在りては左表の成績を收めたりと雖も種牝牛政策を變更し無料交尾の制を取りたる爲め經濟事情の許さざるものありて種牝牛政策の完了期間は無止之れを中止すること、なしたるは最遺憾とする所なり

種牝牛馬成績表

年 度	受檢頭數	受 賞 頭 數					受賞頭數合計	摘 要
		一等賞	二等賞	三等賞	四等賞	五等賞		
四十年年度	八二〇	三	一〇	二九	四八	一四八	二三八	
四十一年度	四七一	三	一五	二六	八三	一三九	二六六	
四十二年年度	四二七	二	一一	一八	四八	一五二	二三二	

眞庭郡産牛馬組合牝牛馬獎勵金下附規程

第一條 左記各項の資格を有し檢査上優等なる牝牛馬に對し獎勵金を下附す
 一 一年齡牛滿貳歲馬滿參歲以上のもの

- 一 強壯にして骨格及性質善良なるもの
- 一 惡癖遺傳病なきもの
- 一 規定の種牝牛馬交尾せしむるもの

第二條 獎勵金は左の標準により下附す

壹等賞	金拾圓	貳等賞	金七圓
參等賞	金四圓	四等賞	金貳圓
五等賞	金壹圓		

第三條 獎勵金の下附を受けんとするものは毎年三月三十一日限り第一號様式に依り組長に願出可し

第四條 前條出願の牝牛馬に對しては主務者をして檢査の上受賞者を決定す

第五條 受賞牝牛馬にして分娩前他郡市に賣買譲與せんとするものは豫め其旨組長へ願出許可を受く可し
 但し此場合にありては獎勵金を返納せしむることある可し

第六條 受賞牝牛馬に異動を生じたる場合は異動届に受賞牛馬たる事を明記す可し

第七條 受賞牝牛馬は交尾後種付證明書寫を添付し第二號様式に依り獎勵金下附の手續を爲す可し

第八條 獎勵金の下附を受けたる牝牛馬は主務者をして時々飼養管理の狀況を視察せしめ且つ之か指揮監督をなさしむ

第九條 本規程は眞庭郡産牛馬組合員而已に適用す

第十條 明治四十年年度に限り四月一日以前に受胎したるものは第一條第五項の規程に依らざる事を得

第十一條 明治四十年年度に限り第三條の日限を五月十五日迄延期す

第十二條 本規程は明治四十年四月一日より施行す

第一號様式

種牡牛(馬)御検査願

壹頭

一何種

何號

年 齡

毛 色

特 産 地

特 徴

右獎勵金御下附相受け度に付御検査被成下度此段奉願候也

住 所 番 地

畜 主 何

某 印

年 月 日

真庭郡産牛馬組合組長何某殿

第二號様式

獎勵金下附請求書

一金 何 圓

賞狀番號

第何號

右獎勵金御下附相成度別紙種付証明書相添此段請求候也

住 所 番 地

畜 主 何

某 印

年 月 日

真庭郡産牛馬組合組長何某殿

馬匹の改良

由來真庭郡は岡山縣の最北に位する山間なるを以て道路險惡交通不便荷物運搬上牛馬の背を借らさるべからざる地勢なるに依り自然運搬用として多數の駄馬を使用せしも世の進運に伴ひ道路の開通年と共に盛にして今や車轍を見ざる處無きに至りしを以て使用馬匹も漸次減少の趨勢を示しつゝ、ありしが日露戰役後馬政局の新設と共に産馬獎勵の方法を講せらるゝや組合は四十年度に於て馬匹種付所設置を議決し其筋へ種牡馬派遣を申請したりと雖も時既に種牡馬配置決定以後なりしを以て素志を貫徹することを得ず越て四十年に至り前年の議決を踏襲し其筋へ申請の結果種牡馬派遣の通知に接せしを以て急遽巨資を投し事務所附近に厩舎を建設し今年四月十五日始めて派遣種牡馬の收容をなせり之れより先種馬所より種馬派遣の通知に接するや直に營業者に其旨告知し種付牝馬の受檢方勸誘せしに産馬思想に乏しき結果ならん検査當日には僅かに拾數頭の出場に過ぎざりしと雖も一度種馬を實見せるものは競つて種付を出願するに至れり越へて四十二年度に至るや前年度種付せる牝馬は優良なる仔馬を産せるを以て一般牝馬所有者は始めて迷夢の醒めたる如く俄かに馬匹改良の必要を感し遠く東奥地方より優良牝馬の購入をなし専ら斯業の發達に熱中するものあるに至れり其筋に於ても亦必要を認められ四十三年度よりは種馬貳頭宛を派遣せらるゝ雖も世運の進歩は容易に産馬家の需用を充たし能はざるを以て四十四年度中に馬政局に出願種馬の拂下けを受け以て四十五年度より僅かに需用を充たすに至れり茲に於てか從來の面目を一新し改良の端緒に就きたるは國家の爲め潜かに賀すべきなり參考の爲め馬匹に關する諸表を示せば左の如し

組合員並に馬匹に關する取調表

年 別	組 合 員 數	總 馬 數	蕃 殖 牝 馬 數	生 産 頭 數	平 均 價 格
三十九年	一一三	四一五	一三八	四一五	一七、三〇〇

年 別	派遣頭數	種付頭數	出生頭數	平均價格
四十年	一五五	四七六	一五八	九十八
四十一年	一三〇	四九〇	一六〇	四十二
四十二年	一三八	五六二	一八七	四九
四十三年	一五六	五八四	一九六	六四
四十四年	一六〇	五八九	一九八	七三
四十五年	二			

摘要 十二月末現在の調査による
國有種馬種付頭數及其成績表

年 別	派遣頭數	種付頭數	出生頭數	平均價格
四十一年	一	五五	一	三、〇〇〇
四十二年	一	五二	一	三、〇〇〇
四十三年	二	七一	二	三、〇〇〇
四十四年	二	七六	一五	三、〇〇〇
四十五年	二	七六	不明	三、〇〇〇

ト 牛馬賣買市場

從來牛馬賣買市場の設置に關する詳細の事狀は素より之れを知悉するに由なしと雖往古より種々難多なる不文慣行の下に賣買を實行せられたることは想像に餘りありとす然も時勢の推移と所在趣を異にして今之れを指摘し能はされども天保時代以後は其歴史確實なり最近明治三十九年以降各市場の狀況を示せば左表の如し

但別表以外に落合町二川村美川村等に市場の設けありしと雖市場法發布以來一時中止せるを以て省略す
新庄村家畜市場

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	二一七	〇七	二二、七八〇
四十年度	一一五	七五	二二、九二〇
四十一年度	一五二八	七三八	二八、七六〇
四十二年度	一四一六	四〇七	三〇、二一〇
四十三年度	一四四	五七	三二、二六〇
四十四年度	八一〇	五六九	三〇、四六〇

摘要 四十三年度出場頭數以外に少數なるは組合雜賣にて賣却せるによる
湯原村家畜市場

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	二一八	一七九	二七、六七〇
四十一年度	三二六	二五四	二六、七九〇
四十一年度	三三三	二四七	三〇、二一〇
四十二年度	三三五	二五二	三〇、〇〇〇

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
四十四年度	四一〇	二六一	二九、六四〇
四十三年度	四一九	二七六	二九、八七〇

久世町家畜市場

九十二

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	二七五〇	一九一五	五六、五八〇
四十年	四六九〇	四三三五	五二、九六〇
四十一年	二四八〇	一五二〇	四〇、二六七
四十二年	四六六〇	七四二	二九、九七五
四十三年	一五九〇	八八〇	五三、〇〇〇
四十四年	五〇一〇	三九九二	四〇、六二〇

八束村家畜市場

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	ナ	一五	五〇、五二〇
四十年	ナ	二六	五九、七九〇
四十一年	ナ	二七	四一、五七〇
四十二年	ナ	二六	五九、七九〇
四十三年	ナ	二七	四一、五七〇
四十四年	ナ	二七	四一、五七〇

美甘村家畜市場

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	千五〇	六三〇	四一、二一〇
四十年	六五〇	五五五	五〇、七一〇
四十一年	五七五	一三七	五一、二一〇
四十二年	一〇六〇	六二五	四一、六二〇
四十三年	四一五	一六四	四二、二五〇

勝山町家畜市場

開市年度	出場頭數	賣買頭數	平均價格
三十九年度	—	—	—
四十年	—	—	—
四十一年	—	—	—
四十二年	—	—	—
四十三年	一〇〇〇	七九五	五一、四六〇
四十四年	一〇〇五	五一八	二八、七八〇

摘要 本市場は四十三年より開始

九十三

子 牛馬品評會

多數の牛馬を一場の下に聚り以て相互に之が優劣を争ひ傍ら一般人民に乘觀せしむるは事參改良の一策なるを以て組合開設以來既に回を重ね益々之れが獎勵をなし成績良好なり又一面には本郡牛馬飼育に最も關係厚き婦女子の觀覽を圖る爲り小規模の品評會即一町村若しくは聯合町村品評會開催の必要を認め年々少額の開設費補助を支給し審査長として本組合技手と派遣し専ら斯業改良の指導に努めし結果漸次開設数を増し現今にては郡内各町村に於ては別紙牛馬品評會補助規程に依り年々之れが開催を見るに至りたるは趣味ある獎勵なりとす組合の開催に係るもの本年を以て二回とす別紙第二回眞庭郡牛馬品評會規則及成績左の如し

第二回眞庭郡牛馬品評會出頭數成績表

年 齡	牛		馬		合 計
	牝	牡	牝	牡	
壹才	五	一	二	一	九
貳才	三	四	三	四	一四
參才	二	一	一	二	三
肆才	一	一	一	二	三
伍才	一	一	一	一	四
合 計	一一	一八	一三	一〇	三二

第二回眞庭郡牛馬品評會受賞一覽表

備 考	牛				馬				合 計
	壹等賞	二等賞	三等賞	四等賞	壹等賞	二等賞	三等賞	四等賞	
金拾圓宛 金牌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金六圓宛 銀牌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金參圓宛 銅牌	一	一	一	一	一	一	一	一	一
褒 狀	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	四	四	四	四	四	四	四	四	一六

牛馬品評會費補助規程

- 第一條 眞庭郡内各町村各町村農會又は團體の主權に係る牛馬品評會に對し補助金を下附す
- 第二條 前條の補助金は牛馬出品頭數其他設備の狀況に依り參拾圓以内を補助するものとす
但し貳ヶ以上の町村町村農會又は團體の聯合開設したる場合は其狀況に依り前項の金額に依らす特に四拾圓補助する事ある可し
- 第三條 本規程に依り補助を受けんとするものは其前年十一月三十日迄に規則書及左記要項を記載し組長に申請す可し

出品見込頭數 開設の期日及場所

附 則

第四條 第三條の申請は明治四十年度に限り五月三十日迄とす

第二回眞庭郡牛馬品評會規則

第一條 本會は眞庭郡産牛馬組合之を開催し第二回眞庭郡牛馬品評會と稱す

第二條 本會は牛馬の改良發達を圖るを以て目的とす
第三條 本會は大正元年十月一日より三日迄三日間眞庭郡勝山町に開會す
第四條 本會に左の役員を置く

會長 一名 審査長 一名
審査員 若干名 事務員 若干名

第五條 會長は本會一切の事務を總理す
審査長は審査事務を總理す

審査員は審査長の指揮を受け審査事務に従事す但自己出品の審査には干與するを得ず
事務員は會長の命を受け庶務に従事す

第六條 會長は眞庭郡産牛馬組合組長を以て之に充て審査長は本縣より派遣を請ひ他は會長之を囑托す
第七條 本會の出品區域は眞庭郡一圓とす

第八條 出品は左の制限に依る
他府縣郡市産出の牛馬は買入後六ヶ月以上本郡内に飼養したるもの
生後六ヶ月以上五才以下のもの

郡市以上の組織に係る共進會又は品評會に於て褒賞を受けたることなきもの
洋雜種牛にありては畜牛結核病豫防法により滿一ヶ年以内の健康證明書を所持するもの
種牡牛馬の資格を有せざるもの

第九條 出品中傳染病に罹り又は狂奔等他に危害を與ふる虞あるものは場外に牽出さしむ可し
第十條 開會中は自己の便宜に依り猥りに場外に牽出すことを得ず但事務員の許可を得たるものは此の限りに非ず

第十一條 出品をなさんとするものは左の様式に依り九月十五日迄に眞庭郡産牛馬組合事務所に申告書を
差出し九月三十日迄に會場に牽入る可し

第十二條 出品陳列に關する費用は本會之を負担し飼料は開期中一日金參拾錢以内の補助を支給す
但し里程二里以上の出品者に對しては別に前後一日宛を増額す三等以上の賞與を受けたるもの及開會
中會長の承認を受けずして牽出したるものには飼料を補助せず

第十三條 出品牛馬は本會に於て相當保護を加ふと雖も盜難其他不可抗力に依る損害は其責任に任せず

第十四條 審査上優等なるものに對しては褒賞の授與を本縣知事に請ふものとす

第十五條 一人にして同一種類に付二頭以上の褒賞を受く可きものありたるときは之に對する証狀を授與
するも褒賞は其内最高等のもの一頭に授與す

第十六條 出品審査は大正元年十月一日より二日間とし褒賞の授與は全月三日午前第十一時とす

第十七條 何人なりと雖も授與の褒賞を拒み又は審査に對し異議を申立て若くは再審査を請求することを
得ず

リ 牛馬販賣方法

牛馬賣買に關する從來の惡弊を矯正し相互の利益を圖り組合員各自に畜産上の智識を増進せしむるの目的
を以て郡内を區劃して七ヶ所とし各區に一ヶ所の糶賣場を設け牛馬を牽集せしめ別紙糶賣規程評價規程に
依り之れを施行す尤市場法發布以來は全法令の下に之れを實施するは勿論にして其成績を示す左の如し

糶賣成績表

年 度	出 場 頭 數	糶 賣 頭 數	全 上 金 額	一 頭 平 均 額
明治四十年度	1,161	631	28,605.00	45.33

全	四十一年度	一、七五八	七七八	二〇、七八〇、七五〇	二六、六九〇
全	四十二年度	一、二七二	四九四	八、九〇五、三〇〇	一八、〇二〇
全	四十三年度	一、一九五	五七二	九、六四七、三〇〇	一六、九〇〇
全	四十四年度	一、三九一	五二〇	一三、六九九、八二〇	二五、〇九〇

九十八

本事業は施行以來其結果非常に良好にして年を経るに従ひ營業者の參集益々多く近年に至りては本縣下は勿論鳥取縣兵庫縣等より商人陸續として來り殊に取引上最も正確にして他に何等の弊害を認めず將來牛馬の賣買は此方法によるの必要を感ずるに至れり

大正元年横駒糶賣成績

出場頭數	糶賣頭數	糶賣價格	糶賣一頭平均價格
一八三〇	五七六	一四四六三、八〇	二五、一〇

備考 出場頭數千三百八拾頭の内八百四頭は自家飼育の目的を以て評價を受けしものなり

眞庭郡産牛馬組合横駒糶賣規程

- 第一條 本組合は組合員生産の横駒に對し糶賣を施行す
- 第二條 糶賣開設の場所區域及期日は別に之を定め表示す
- 第三條 組合員生産の横及駒は總て指定の糶賣場に於て糶賣に附するものとす其自家に飼養せんとするものは糶賣の初めに於て評價を受くべし
- 前項指定の糶賣場に牽出し難き事情ある時は糶賣開設期日前其理由及牽出さんとする他の糶賣場を記し組合に届出つべし

第四條 組合員牛馬を糶賣場に牽出したるときは事務所に出出て指揮を受くべし

第五條 糶賣場に牽付けたる牛馬は事務所に於て充分の注意を加ふるは勿論なりと雖も疾病負傷若くは斃死の爲め生したる損害は競落前にありては持主競落後にありては買主の負担とす

第六條 傳染病其他の疾病及避く可らざる事故に依り牽出し難き場合は組合員二名以上の保証を得て糶賣當日午前第十時迄に糶賣事務所に出出つべし

但し事故の消滅したる場合は五日以内に届出て指揮を請ふべし

第七條 糶賣開設期日迄に生後六十日に達せざるもの及び期日後に生産したるものは次年の糶賣場に於て糶賣するものとす

前項の横駒にして止むを得ざる事故の爲め賣却せんとするものは臨時評價を請求することを得

第八條 競落の結果は最高價格競買申込みの金額を連呼し他に競買者なき時に於て一定の言を以て告知す競落後三時間以内に受授の手續をなさざるものは再競賣に附す但し之に依て生じたる損害は總て前競買者に負拒せしむ

第九條 糶賣及評價したる横駒に對しては手数料として本組合の豫算に定むる歩合を賣主より徴收す

第十條 糶賣場に於ては本規程に該當せざる牛馬と雖糶賣に附することを得此場合に於ては手数料として百圓に付壹圓の割合を以て賣主より徴收す

第十一條 本則第三條第六條第七條第一項に違背したる者は評議員會の決議により貳圓以上參拾圓以下の過怠金を科す

附 則

第十二條 本規程に於て横駒と稱するは生後滿壹ヶ年以内の牛馬を云ふ

第十三條 本規程は明治四十年四月一日より施行す

真庭郡産牛馬組合評價規程

- 第一條 真庭郡産牛馬組合積貯規程に依り評價を要する場合は本規程に依る可し
- 第二條 組合は前條の評價をなすしむる爲め評價人二名以上を選定囑託する事を得
- 第三條 評價人は公平誠實を旨とし特に左記の各項に就き慎重に審査し評價書に記名捺印の上之を封緘し組合長に差出す可し

牝牡 種類 生年月日 毛色 身幹
 姿勢 骨格 用途 營養の良否

第四條 評價人は評價に就き相互談話し又評價に關する事項を他に漏洩す可らず

第五條 評價格は各評價格人の評價金額を合算し評價人數にて除したる數を以て之を定む

第六條 牛馬の持主は評價格に對し異議を唱ふ事を得ず

又 牧草に關する獎勵

牧畜に對し完全なる育成を期せんと欲せば其常食たる野草改良の必要あるは論を俟たざる所にして牛馬改良と共に野草の改良に意を注ぎ創業當時より年々牧草種子を本縣種畜場に仰き地方熱心家に配布して之れが蕃殖に努め傍ら本縣種畜場の事業たる委託試験地を本郡内に申請設置し以て其栽培に於ける模範を一般生産者に示し専ら本業の指導に努めし結果所々に於て畦畔其他原野の採草地に牧草の叢生せるを見るに至りたり

牛馬の斃死の狀況

牛馬の斃死數に於ては左表に示す如くなるも其病症を正せば大部分は消化器病にして呼吸器病之れに次ぎ

殊に放牧牛馬にありては一層其數を増す其他の疾病に属するものは至て僅少にして放牧中不慮の災害に罹り斃死するもの春秋期間に於て往々之を見る所とす
 傳染病にありては炭疽病及氣腫疽病等偶々之れありと雖多くは特發にして一定の區域を認めず

斃死牛馬年別表

年 度	牛		馬		合 計
	牝	牡	牝	牡	
三十九年度	五二	一一二	一六四	七	一七二
四十年 度	五一	九八	一四八	一	一五一
四十一年 度	五七	七七	一四四	四	一五二
四十二年 度	四四	六八	一一二	二	一二八
四十三年 度	四〇	五〇	九〇	二	九九
四十四年 度	三九	四八	八七	二	九八

六、組合の經濟及補助

産牛馬組合の經濟狀態は別紙各年度の歲計豫算表に明瞭なるに依り茲に説示するの要なしと雖とも縣及郡の補助金に至りては時に豫算と違ふもの無しとせす故に其實施金額を示す左表の如し

縣及郡費補助額取調表

年 度	縣 費 補 助 額	郡 費 補 助 額	備 考
四十年 度	〇	五〇〇,〇〇〇	

四十一年度	二九六,〇〇〇	一,一九六,〇〇〇	
四十二年度	四二七,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	
四十三年度	五六四,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	
四十四年度	五二六,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	
大正元年度		六〇〇,〇〇〇	

縣費補助は目下申請中なり

眞庭郡産牛馬組合累年度豫算

年次	入				出					
	賦課金	補助金	雑収入	其他	計	事務所費	會議費	事業費	其他	計
明治三十九年	一,二六〇,〇〇〇	〇	〇	〇	一,二六〇,〇〇〇	七五五,〇〇〇	四八,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一,二六〇,〇〇〇
明治四十年	六〇〇,〇〇〇	八七,〇〇〇	九〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	一,一〇三,〇〇〇	七六八,〇〇〇	五八,〇〇〇	一五三,〇〇〇	三三,〇〇〇	一,一〇三,〇〇〇
明治四十一年	八〇〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	一,〇七,〇〇〇	一五,〇〇〇	一,〇〇四,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇九七,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	一,〇〇四,〇〇〇
明治四十二年	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二,〇七七,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
明治四十三年	三,四〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	五,500,000	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三,〇七七,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	5,500,000
明治四十四年	三,九二五,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	6,025,000	1,000,000	100,000	3,575,000	300,000	6,025,000
明治四十五年 (大正元年)	三,九二五,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	7,025,000	1,000,000	100,000	4,275,000	300,000	7,025,000
大正一一年	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	6,100,000	1,000,000	100,000	4,275,000	300,000	6,100,000

大正二年五月十六日印刷
大正二年五月二十日發行

岡山縣内務部

岡山市船頭町三十七番地

印刷者 安井宇吉

岡山市西中山下百五十四番地

印刷所 山陽活版所

14,21
326

大正二年正月二十六日

岡山縣内遊覽

甲 岡山
乙 津和野
丙 津和野
丁 津和野
戊 津和野
己 津和野
庚 津和野
辛 津和野
壬 津和野
癸 津和野

終

